

令和 6 年第 4 回定例会
総務企画委員会説明資料
(議案関係)

1	令和 6 年度 12 月補正予算案の概要について・・・・・・・・・・	2
2	第 151 号議案 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	3
3	第 152 号議案 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の 一部を改正する条例・・・・・・・・・・	4
4	第 182 号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・	5
5	報告第 5 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分について 別記 1 令和 6 年度茨城県一般会計補正予算 (第 3 号)・・・・・・・・	6
	別記 6 令和 6 年度茨城県一般会計補正予算 (第 4 号)・・・・・・・・	7

令和 6 年 12 月 10 日

総 務 部

令和6年度12月補正予算案の概要について

1 基本的な考え方

(追加提案)

職員の給与に関する条例等の改正により、32年ぶりに2%を超える平均2.62%の月例給の引上げに伴い、職員の給料月額の改定等に必要な予算を計上するもの。

2 補正予算の規模

○ 一般会計	9 5 億 9 0 百万円	(補正後	1 兆 2, 7 1 5 億 6 1 百万円)
○ 特別会計	一百万円	(補正後	4, 9 6 5 億 4 7 百万円)
○ 企業会計	5 億 6 9 百万円	(補正後	1, 3 6 3 億 6 9 百万円)
計	1 0 1 億 5 9 百万円	(補正後	1 兆 9, 0 4 4 億 7 7 百万円)

※ 12月補正後一般会計予算の前年度予算に対する伸び率 △5.6%

総務企画委員会説明資料

総務部 財政課

項 目	茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例【一部改正】
1 改正の理由 県が処理する事務に係る手数料について、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正等に伴い、必要な事項を改正するもの 2 内容 (1) 旅券法施行令の一部改正に伴う所要の改正 オンライン申請の場合の一般旅券の発行に係る手数料の新設及び額の改定 (主なもの) ・窓口申請の場合 2,000 円 → 2,300 円 ・オンライン申請の場合（新設） 1,900 円 (2) 大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正に伴う手数料の見直し等 (主なもの) ・大麻草採取栽培者免許申請手数料 7,100 円 → 第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料 21,000 円 (3) 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う手数料の新設 (主なもの) ・宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可申請手数料（盛土又は切土をする土地の面積が 500 m²以内のとき） 14,000 円 (4) 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律による建築基準法等の一部改正等に伴う手数料の見直し等 (主なもの) ・建築物確認申請等手数料（建築物の床面積の合計が30m²以内のとき） 8,000円 → 11,000円 3 施行日 (1)（旅券法関係）については、令和 7 年 3 月 24 日 (2)（大麻草の栽培の規制に関する法律関係）については、同年 3 月 1 日 ただし、手数料の見直しについては、公布の日 (4)（建築基準法関係）の一部（引用条項の移動）については、公布の日 上記以外については、同年 4 月 1 日	

総務企画委員会説明資料

総務部 市町村課

項 目	茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例【一部改正】	
1 改正の理由・根拠 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするため		
2 改正の目的 移譲する事務の追加、事務を処理する市町村の追加及びその他所要の改正を行うもの		
3 背景・必要性 県民サービス向上の観点から、住民に身近な事務を市町村が処理することとするため		
4 内容 移譲する事務（6の法令に係る事務） ※移譲年月日：令和7年4月1日		
法令	移譲事務・移譲対象	
宅地造成及び特定盛土等規制法	盛土等に関する工事の許可の申請等の受理及び知事への送付等 ※日立市外 42 市町村（移譲済：なし）	
特定非営利活動促進法	特定非営利活動法人設立の認証等 ※龍ヶ崎市（移譲済：日立市外 29 市町）	
児童福祉法	認可外保育施設の事業開始の届出受理等 ※牛久市（移譲済：日立市外 24 市町村）	
中小企業等協同組合法	事業協同組合等の設立認可等 ※龍ヶ崎市（移譲済：水戸市外 10 市町村）	
中小企業団体の組織に関する法律	中小企業団体の設立認可等 ※龍ヶ崎市（移譲済：水戸市外 10 市町村）	
不動産登記法	河川区域の土地に係る不動産登記の嘱託 ※常陸大宮市（移譲済：水戸市外 19 市町村）	
5 効果・影響 住民に身近な事務を市町村が処理することによって、地域の実情に応じた行政サービスの提供や事務処理期間の短縮など、県民サービスの向上が期待できる。		
6 施行日 令和7年4月1日		

総務企画委員会説明資料

総務部 人事課

項 目	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例【一部改正】
1 改正の理由 人事委員会の勧告等を踏まえ、職員の給料月額を改定する等、所要の改正をしようとするもの 2 内容 (1) 職員の給与に関する条例の一部改正 ア 月例給の引上げ（令和6年4月遡及適用） 初任給を始め若年層に重点を置いて引上げ 平均改定率+2.62% 初任給 高卒 +23,600円 大卒 +23,200円 イ 期末・勤勉手当の引上げ（令和6年12月支給分から適用） 年間支給月数 4.50月分 → 4.60月分（+0.1月分） ウ その他所要の改正 月例給の引上げに伴う初任給調整手当の引上げ等 医 師 309,200円 → 310,000円（+800円） 医療大学教官 51,000円 → 51,600円（+500円） (2) 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正 知事等の期末手当の引上げ（令和6年12月支給分から適用） 年間支給月数 3.40月分 → 3.45月分（+0.05月分） (3) その他関係条例の改正 任期付職員の期末手当を引き上げるもの等 3 効果・影響 一般会計影響額 年間約 96 億円 4 施行日 公布の日	

総務企画委員会説明資料

総務部 市町村課

項 目	地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分について ・ 令和 6 年度茨城県一般会計補正予算（第 3 号） （衆議院議員総選挙執行費予算）
1 必要性 公職選挙法第 31 条の規定に基づき、衆議院解散後 40 日以内に執行する衆議院議員総選挙の執行経費に関する予算について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したもの （専決処分の理由） 選挙の執行にあたっては、衆議院解散後速やかに、投票用紙や候補者用諸物品の発注、投開票速報のためのシステム設置等の準備を進める必要があり、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないため ＜第 50 回衆議院議員総選挙＞ ・ R6. 10. 1 石破首相が衆議院解散、選挙実施の意向表明 ・ R6. 10. 9 衆議院解散 ・ R6. 10. 15 公示 ・ R6. 10. 27 投開票 2 内容 （1）専決処分額 1, 7 2 3 百万円 ・ 市町村における投開票等に要する経費 （人件費、ポスター掲示場の設置等） ・ 県における選挙物品や啓発等に要する経費 （人件費、選挙公報の作成、投票用紙の作成等） （2）専決処分日 令和 6 年 10 月 9 日（解散日と同日）	

総務企画委員会説明資料

総務部 市町村課

項 目	地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分について ・ 令和 6 年度茨城県一般会計補正予算（第 4 号） （茨城県議会議員古河市選挙区補欠選挙執行費予算）
1 必要性 公職選挙法第 34 条及び同法第 113 条の規定に基づき、選挙事由の発生（2 人以上の選挙区において 2 名の欠員が発生）から 50 日以内に執行する茨城県議会議員古河市選挙区補欠選挙の執行経費に関する予算について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したもの （専決処分の理由） 補欠選挙の執行にあたっては、選挙事由の発生後速やかに、投票用紙や候補者用諸物品の発注等の準備を進める必要があり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため ＜茨城県議会議員古河市選挙区補欠選挙＞ ・ R6. 10. 16 県議会議長からの欠員通知（1 人目）受領 ・ R6. 11. 18 県議会議長からの欠員通知（2 人目）受領 ※選挙事由発生（50 日以内（R7. 1. 7 まで）に選挙） ・ R6. 11. 19 県選管定例会において選挙期日決定 ・ R6. 12. 6 告示 ・ R6. 12. 15 投開票 2 内容 （1）専決処分数額 70 百万円 ・ 市における投開票等に要する経費 （人件費、ポスター掲示場の設置等） ・ 県における選挙物品や啓発等に要する経費 （人件費、選挙公報の作成、投票用紙の作成等） （2）専決処分日 令和 6 年 11 月 18 日 （議長からの 2 人目の欠員通知受領日と同日）	

令和 6 年第 4 回定例会
総務企画委員会説明資料
(条例新旧対照表)

1	第 151 号議案	茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	2
2	第 152 号議案	茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の 一部を改正する条例・・・・・・・・・・	61
3	第 182 号議案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	69

令和 6 年 12 月 10 日

総 務 部

茨城県手数料徴収条例（平成12年条例第9号）新旧対照表

改正案			現行		
別表第1(第2条第1項関係)			別表第1(第2条第1項関係)		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
6 旅券法(昭和26年法律第267号)第20条第1項第1号から第3号までに掲げる一般旅券の発給	一般旅券発給手数料	2,300円(旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合には、4,300円)。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により旅券法第20条第1項第1号から第3号までに掲げる処分の申請をする場合には、1,900円(同条第2項の規定の適用を受ける場合には、3,900円)。	6 旅券法施行令(平成元年政令第122号)第6条第1項第1号又は第3号の規定に基づく旅券法(昭和26年法律第267号)第5条又は第10条第3項に規定する旅券の発行に関する事務(旅券の作成(同法第7条に規定する旅券の電磁的方法による記録を含む。)に限る。)	一般旅券発給手数料	2,000円。ただし、旅券法第20条第2項に該当する場合には、4,000円
7 旅券法第20条第1項第4号に掲げる一般旅券の渡航先の追加	一般旅券渡航先追加記載手数料	300円	7 旅券法施行令第6条第1項第2号の規定に基づく旅券法第9条第	一般旅券渡航先追加記載手数料	300円

			1 項に規定する渡航先の追加に関する事務(旅券への渡航先の追加記載に限る。)		
8 削除			8 削除		
9 削除			9 削除		
10 削除			10 削除		
89 大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号)第5条第1項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査	第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料	21,000円	89 大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号)第5条第1項の規定に基づく大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査	大麻草採取栽培者免許申請手数料	7,100円
90 大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更	第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料	3,900円	90 大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更	大麻草採取栽培者登録変更手数料	3,500円
91 大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項の規定に基づく	第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料	3,900円	91 大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項の規定に基づく	大麻草採取栽培者免許証再交付手数料	3,500円

		又はその用途を変更する場合（確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合を除く。）にあっては当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定し、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。）が30平方メートル以内のときは <u>11,000円</u> 、30平方メートルを超え100平方メートル以内のときは <u>21,000円</u> 、100平方メートルを超え			又はその用途を変更する場合（確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合を除く。）にあっては当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定し、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。）が30平方メートル以内のときは <u>8,000円</u> 、30平方メートルを超え100平方メートル以内のときは <u>15,000円</u> 、100平方メートルを超え
--	--	---	--	--	--

		200平方メートル以内のときは <u>34,000円</u>, 200平方メートルを超え500平方メートル以内のときは <u>50,000円</u>, 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは <u>79,000円</u>, 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは <u>117,000円</u>, 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは <u>220,000円</u>, 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のときは <u>361,000円</u>, 50,000平方メートルを超えるときは <u>617,000円</u> (2) 当該建築物の建築について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下この項において「省令」という。）第2条第1項第1号の規定を適用する			200平方メートル以内のときは <u>23,000円</u>, 200平方メートルを超え500平方メートル以内のときは <u>40,000円</u>, 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは <u>72,000円</u>, 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは <u>105,000円</u>, 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは <u>212,000円</u>, 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のときは <u>348,000円</u>, 50,000平方メートルを超えるときは <u>605,000円</u>
--	--	---	--	--	---

		場合にあつては、 (1)に規定する額に、一の建築物につきア又はイに規定する額を加算した額 ア 申請等の対象が1の単位住戸（住宅の部分の一の住戸をいう。以下この項において同じ。）を有する住宅である場合にあつては、当該住宅の床面積（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この項において同じ。）が200平方メートル未満のときは <u>11,000円</u>, 200平方メートル以上のときは <u>12,000円</u> イ 申請等の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合にあつては、当該住宅の床面積の合計が300平方メートル未満の			
--	--	--	--	--	--

		ときは19,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは31,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは48,000円, 5,000平方メートル以上のときは63,000円 (3) 当該建築物の建築について省令第2条第2項の規定を適用する場合にあつては, (1)に規定する額に, 一の建築物につきア又はイに規定する額を加算した額 ア 申請等の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合にあっては, 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは5,000円, 200平方メートル以上のときは6,000円 イ 申請等の対象が2以上の単位住戸を有する住			
--	--	--	--	--	--

		宅である場合にあっては, 当該住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは10,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは15,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは24,000円, 5,000平方メートル以上のときは31,000円			
414の2 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第5項の規定に基づく建築物の構造計算適合性判定に対する審査 (同法第77条の35の21第1項の規定により知事が実施する場合を含む。)	構造計算適合性判定手数料	次のア又はイに掲げる区分に応じ, 建築物のうち構造計算適合性判定を要する部分につき, 当該ア又はイに掲げる額 ア 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの構造計算が同項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われたとき 当該構造計算適合性判定を	414の2 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の規定に基づく建築物の構造計算適合性判定に対する審査 (同法第77条の35の21第1項の規定により知事が実施する場合を含む。)	構造計算適合性判定手数料	次のア又はイに掲げる区分に応じ, 建築物のうち構造計算適合性判定を要する部分につき, 当該ア又はイに掲げる額 ア 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの構造計算が同項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われたとき 当該構造計算適合性判定を

		要する部分の床面積が1,000平方メートル以内のときは <u>110,000円</u>, 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のときは <u>140,000円</u>, 2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のときは <u>156,000円</u>, 10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内のときは <u>194,000円</u>, 50,000平方メートルを超えるときは <u>332,000円</u> イ 建築基準法第20条第1項第2号イの構造計算が同号イに規定する国土交通大臣が定めた方法により行われたとき 当該構造計算適合性判定を要する部分の床面積が1,000平方メートル以内のときは <u>156,000円</u>,			要する部分の床面積が1,000平方メートル以内のときは <u>107,000円</u>, 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のときは <u>134,000円</u>, 2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のときは <u>147,000円</u>, 10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内のときは <u>187,000円</u>, 50,000平方メートルを超えるときは <u>319,000円</u> イ 建築基準法第20条第1項第2号イの構造計算が同号イに規定する国土交通大臣が定めた方法により行われたとき 当該構造計算適合性判定を要する部分の床面積が1,000平方メートル以内のときは <u>156,000円</u>,
--	--	---	--	--	---

		1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のときは <u>210,000円</u>, 2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のときは <u>248,000円</u>, 10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内のときは <u>332,000円</u>, 50,000平方メートルを超えるときは <u>601,000円</u>			1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のときは <u>209,000円</u>, 2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のときは <u>240,000円</u>, 10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内のときは <u>318,000円</u>, 50,000平方メートルを超えるときは <u>587,000円</u>
415 建築基準法第6条第1項又は第18条第2項 (これらの規定を同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築設備の確認の申請等に対する審査	建築設備確認申請等手数料	1の建築設備につき、建築設備を設置する場合(確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合を除く。)にあっては <u>21,000円</u> 、確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合にあっては <u>11,000円</u>	415 建築基準法第6条第1項又は第18条第2項 (<u>同法第87条の4</u> において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築設備の確認の申請等に対する審査	建築設備確認申請等手数料	1の建築設備につき、建築設備を設置する場合(確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合を除く。)にあっては <u>18,000円</u> 、確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合にあっては <u>9,000円</u>
416 建築基準法第88条第1項及び第2項において準用する同法	工作物確認申請等手数料	1の工作物につき、工作物を築造する場合(確認済証の交付を受けた工作物の計画	416 建築基準法第88条第1項及び第2項において準用する同法	工作物確認申請等手数料	1の工作物につき、工作物を築造する場合(確認済証の交付を受けた工作物の計画

第6条第1項又は第18条第2項の規定に基づく工作物の確認の申請等に対する審査		の変更をして工作物を築造する場合を除く。)にあつては18,000円、確認済証の交付を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合にあつては9,000円	第6条第1項又は第18条第2項の規定に基づく工作物の確認の申請等に対する審査		の変更をして工作物を築造する場合を除く。)にあつては14,000円、確認済証の交付を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合にあつては7,000円
417 建築基準法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物の完了検査の申請等に対する審査	建築物完了検査申請等手数料	(1) 建築基準法第7条の3第4項又は第18条第29項の規定による検査(以下この項及び419の2の項において「中間検査」という。)において同法第6条第1項に規定する建築基準関係規定(以下この項において「建築基準関係規定」という。)に適合すると認められた建築物以外の建築物にあつては、当該建築物の床面積の合計(建築物を建築した場合(移転した場合を除く。))にあつては当該建築物に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しく	417 建築基準法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく建築物の完了検査の申請等に対する審査	建築物完了検査申請等手数料	(1) 建築基準法第7条の3第4項又は第18条第20項の規定による検査(以下この項及び419の2の項において「中間検査」という。)において同法第6条第1項に規定する建築基準関係規定(以下この項において「建築基準関係規定」という。)に適合すると認められた建築物以外の建築物にあつては、当該建築物の床面積の合計(建築物を建築した場合(移転した場合を除く。))にあつては当該建築物に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しく

		は大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。以下この項において同じ。)が30平方メートル以内のときは19,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のときは27,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のときは34,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のときは51,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは69,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは94,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは200,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メー			は大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。以下この項において同じ。)が30平方メートル以内のときは17,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のときは23,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のときは27,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のときは39,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは57,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは77,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは165,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メー
--	--	---	--	--	---

		トル以内のときは 311,000円, 50,000 平方メートルを超 えるときは 573,000円 (2) 中間検査にお いて建築基準関係 規定に適合すると 認められた建築物 にあつては、当該 建築物の床面積の 合計が30平方メー トル以内のときは 17,000円, 30平方 メートルを超え 100平方メートル 以内のときは 25,000円, 100平方 メートルを超え 200平方メートル 以内のときは 32,000円, 200平方 メートルを超え 500平方メートル 以内のときは 50,000円, 500平方 メートルを超え 1,000平方メー トル以内のときは 68,000円, 1,000 平方メートルを超 え2,000平方メー トル以内のときは 91,000円, 2,000 平方メートルを超 え10,000平方メー トル以内のときは
--	--	--

		トル以内のときは 254,000円, 50,000 平方メートルを超 えるときは 468,000円 (2) 中間検査にお いて建築基準関係 規定に適合すると 認められた建築物 にあつては、当該 建築物の床面積の 合計が30平方メー トル以内のときは 16,000円, 30平方 メートルを超え 100平方メートル 以内のときは 22,000円, 100平方 メートルを超え 200平方メートル 以内のときは 26,000円, 200平方 メートルを超え 500平方メートル 以内のときは 38,000円, 500平方 メートルを超え 1,000平方メー トル以内のときは 56,000円, 1,000 平方メートルを超 え2,000平方メー トル以内のときは 74,000円, 2,000 平方メートルを超 え10,000平方メー トル以内のときは
--	--	--

		196,000円, 10,000 平方メートルを超 え50,000平方メー トル以内のときは 306,000円, 50,000 平方メートルを超 えるときは 568,000円
418 建築基準法 第7条第1項又は 第18条第20項 (これらの規定 を同法第87条の 4において準用 する場合を含 む。)の規定に 基づく建築設備 の完了検査の申 請等に対する審 査	建築設備完了検査申 請等手数料	1の建築設備につき 32,000円
419 建築基準法 第88条第1項及 び第2項におい て準用する同法 第7条第1項又は 第18条第20項の 規定に基づく工 作物の完了検査 の申請等に対す る審査	工作物完了検査申請 等手数料	1の工作物につき 25,000円
419の2 建築基準 法第7条の3第1 項又は第18条第 28項の規定に基	建築物中間検査申請 等手数料	中間検査を行う部分 の床面積の合計が30 平方メートル以内の ときは13,000円, 30

		162,000円, 10,000 平方メートルを超 え50,000平方メー トル以内のときは 251,000円, 50,000 平方メートルを超 えるときは 465,000円
418 建築基準法 第7条第1項又は 第18条第16項 (同法第87条の 4において準用 する場合を含 む。)の規定に 基づく建築設備 の完了検査の申 請等に対する審 査	建築設備完了検査申 請等手数料	1の建築設備につき 30,000円
419 建築基準法 第88条第1項及 び第2項におい て準用する同法 第7条第1項又は 第18条第16項の 規定に基づく工 作物の完了検査 の申請等に対す る審査	工作物完了検査申請 等手数料	1の工作物につき 23,000円
419の2 建築基準 法第7条の3第1 項又は第18条第 19項の規定に基	建築物中間検査申請 等手数料	中間検査を行う部分 の床面積の合計が30 平方メートル以内の ときは13,000円, 30

づく建築物の中間検査の申請等に対する審査		平方メートルを超え100平方メートル以内のときは18,000円, 100平方メートルを超え200平方メートル以内のときは26,000円, 200平方メートルを超え500平方メートル以内のときは39,000円, 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは55,000円, 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは77,000円, 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは150,000円, 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のときは247,000円, 50,000平方メートルを超えるときは450,000円		づく建築物の中間検査の申請等に対する審査		平方メートルを超え100平方メートル以内のときは16,000円, 100平方メートルを超え200平方メートル以内のときは22,000円, 200平方メートルを超え500平方メートル以内のときは35,000円, 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは53,000円, 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは74,000円, 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは148,000円, 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のときは242,000円, 50,000平方メートルを超えるときは449,000円
420 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	120,000円		420 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号（同法第87条の4又は第88条第1	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	120,000円

項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用に係る認定の申請に対する審査				項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用に係る認定の申請に対する審査		
略				略		
426 建築基準法第48条第1項ただし書, 第2項ただし書, 第3項ただし書, 第4項ただし書, 第5項ただし書, 第6項ただし書, 第7項ただし書, 第8項ただし書, 第9項ただし書, 第10項ただし書, 第11項ただし書, 第12項ただし書, 第13項ただし書又は第14項ただし書（これらの規定を同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	用途地域における建築等許可申請手数料	180,000円。ただし、建築基準法第48条第16項第1号に該当する場合にあっては120,000円, 同項第2号に該当する場合にあっては140,000円		426 建築基準法第48条第1項ただし書, 第2項ただし書, 第3項ただし書, 第4項ただし書, 第5項ただし書, 第6項ただし書, 第7項ただし書, 第8項ただし書, 第9項ただし書, 第10項ただし書, 第11項ただし書, 第12項ただし書, 第13項ただし書又は第14項ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	用途地域における建築等許可申請手数料	180,000円。ただし、建築基準法第48条第16項第1号に該当する場合にあっては120,000円, 同項第2号に該当する場合にあっては140,000円

略			略		
430 建築基準法第53条の2第1項第3号又は第4号（これらの規定を同法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円	430 建築基準法第53条の2第1項第3号又は第4号（同法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円
465の2 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項又は第30条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可申請手数料	盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートル以内のときは14,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは25,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは38,000円、2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のときは56,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは65,000円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは88,000円	(新設)		

		円、10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のときは141,000円、20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のときは217,000円、40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のときは341,000円、70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のときは482,000円、100,000平方メートルを超えるときは623,000円			
465の3 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査	土石の堆積に関する工事許可申請手数料	土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートル以内のときは10,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは12,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは16,000円、2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のときは19,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは28,000円、5,000	(新設)		

		平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは31,000円、10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のときは37,000円、20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のときは52,000円、40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のときは70,000円、70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のときは106,000円、100,000平方メートルを超えるときは129,000円			
465の4 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項又は第35条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事変更許可申請手数料	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が623,000円を超えるときは、その手数料の額は623,000円とする。 ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、盛土又は切土をする土地の面積（イに規	(新設)		

		定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積の減少を伴う場合にあっては減少後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じ465の2の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額 イ 新たな土地の盛土又は切土をする土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更については、新たに編入された盛土又は切土をする土地の面積に応じ465の2の項に規定する額 ウ その他の変更については、10,000円			
465の5 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項又は第35条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事	土石の堆積に関する工事変更許可申請手数料	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が129,000円を超えるときは、その手数料の額は129,000円とする。	(新設)		

の計画の変更の許可の申請に対する審査		ア 土石の堆積に関する工事の設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積を行う土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の面積の減少を伴う場合にあつては減少後の土石の堆積を行う土地の面積）に応じ465の3の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額 イ 新たな土石の堆積を行う土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更については、新たに編入された土石の堆積を行う土地の面積に応じ465の3の項に規定する額 ウ その他の変更については、10,000円			
465の6 宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第	宅地造成又は特定盛土等に関する工事中間検査申請手数料	盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートル以内の	(新設)		

1項又は第37条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事（同法第15条第1項又は第34条第1項の規定により同法第12条第1項又は第30条第1項の許可があつたものとみなされたものを除く。）の中間検査の申請に対する審査		ときは2,700円、3,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のときは5,400円、20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のときは10,800円、40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のときは21,600円、70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のときは37,800円、100,000平方メートルを超えときは54,000円			
476 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準（以下この項及び次項において「誘導基準」という。）に適合していることを証する書面（当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年	476 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準（以下この項及び次項において「誘導基準」という。）に適合していることを証する書面（当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年

		法律第81号) 第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。) であつて指定確認検査機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関をいう。以下同じ。)の業務を実施しているもの又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。)が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(指定確認検査機関の業務を実施しているものに			法律第81号) 第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。) であつて 建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関 の業務を実施しているもの又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。)が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに
--	--	--	--	--	---

		限る。以下この項において同じ。) 又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関(指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。) 又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。以下この項及び次項において「適合証」という。) がある場合(建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合しているかどうかの審査(以下「建築基準関係規定適合審査」という。)) を受けるよう申し出る場合を除く。) にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまで			限る。以下この項において同じ。) 又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関(同条第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。) 又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。以下この項及び次項において「適合証」という。) がある場合(建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合しているかどうかの審査(以下「建築基準関係規定適合審査」という。)) を受けるよう申し出る場合を除く。) にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまで
--	--	---	--	--	---

		に定める額 ア 認定の対象が 1の単位住戸(住 宅の部分の一の 住戸をいう。以 下この項から 477の2の4の項 まで及び477の2 の6の項に おいて同じ。) を有する住宅で ある場合 4,000円 イ～エ 略 (2) 適合証がない 場合(建築基準関 係規定適合審査を 受けるよう申し出 る場合を除く。) にあつては、次の アからエまでに掲 げる区分に応じ、 当該アからエまで に定める額 ア 認定の対象が 1の単位住戸を 有する住宅であ る場合 (ア) から (ウ) まで に規定する額 (ア) 申請に 係る住宅につ いて、誘導基 準に適合して いるかどうか の基準が、建 築物エネルギー			に定める額 ア 認定の対象が 1の単位住戸(住 宅の部分の一の 住戸をいう。以 下この項、次項 及び477の2の3 の項から477の2 の5の項までに おいて同じ。) を有する住宅で ある場合 4,000円 イ～エ 略 (2) 適合証がない 場合(建築基準関 係規定適合審査を 受けるよう申し出 る場合を除く。) にあつては、次の アからエまでに掲 げる区分に応じ、 当該アからエまで に定める額 ア 認定の対象が 1の単位住戸を 有する住宅であ る場合 (ア) 又は (イ) に規定する額 (ア) 申請に 係る住宅につ いて、誘導基 準に適合して いるかどうか の基準が、建 築物エネルギー
--	--	---	--	--	---

		ギー消費性能 基準等を定め る省令(平成 28年/経済産 業省/国土交 通省/令第1 号。以下この 項から477の2 の4の項まで 及び477の2の 6の項におい て「省令」と いう。)第10 条第2号イ(1) 及びロ(1)に 定める基準 (以下この項、 次項、477の2 の3の項及び 477の2の4の 項において 「性能基準」 という。)によ る場合 当該 単位住戸の床 面積が200平 方メートル未 満のときは 28,000円、200 平方メートル 以上のときは 32,000円 (イ) 申請に 係る住宅につ いて、誘導基 準に適合して いるかどうか			ギー消費性能 基準等を定め る省令(平成 28年/経済産 業省/国土交 通省/令第1 号。以下この 項から477の2 の6の項まで において「省令」と いう。)第10 条第2号イ(1) 及びロ(1)に 定める基準 (以下この項、 次項、477の2 の3の項及び 477の2の4の 項において 「性能基準」 という。)によ る場合 当該 単位住戸の床 面積が200平 方メートル未 満のときは 28,000円、200 平方メートル 以上のときは 32,000円 (イ) 申請に 係る住宅につ いて、誘導基 準に適合して いるかどうか
--	--	---	--	--	--

[illegible]

		のときは <u>124,000円,</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル以上</u> のときは <u>181,000円</u> ウ・エ略 (3) 略		_____ _____ _____ _____ _____ ウ・エ略 (3) 略
477 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	(1) 略 (2) 適合証がない場合（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額 ア 認定の対象が<u>1の単位住戸を有する住宅である場合（ア）</u>から（ウ）までに規定する額 （ア）略 （イ）申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合 当該住宅の床面積が200平方	477 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 (1) 略 (2) 適合証がない場合（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額 ア 認定の対象が<u>1の単位住戸を有する住宅である場合（ア）</u>又は（イ）に規定する額 （ア）略 （イ）申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合 当該住宅の床面積が200平方

		メートル未満のときは 7,000円, 200平方メートル以上のときは 8,000円 (ウ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは 11,000円, 200平方メートル以上のときは 12,000円 イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 (ア) から (ウ) までに規定する額 (ア) 略 (イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準に			メートル未満のときは 7,000円, 200平方メートル以上のときは 8,000円 イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 (ア) 又は (イ) に 規定する額 (ア) 略 (イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準に
--	--	--	--	--	---

		よる場合 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは 14,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは 24,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは 43,000円, 5,000平方メートル以上のときは 65,000円 (ウ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは 21,000円, 300平方メートル			よる場合 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは 14,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは 24,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは 43,000円, 5,000平方メートル以上のときは 65,000円
--	--	---	--	--	---

		に適合しているかどうかの基準が、性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準(同号イただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する住宅にあつては、同号ロ(1)に定める基準)をいう。以下この項、次項及び477の2の6の項において同じ。)による場合 当該単位住戸の床面積(増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この項において同じ。)が200平方メートル未満のときは28,000円、200平方メートル以上のときは32,000円 イ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に			
--	--	---	--	--	--

		適合しているかどうかの基準が、仕様基準（省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準（同号イただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する住宅にあっては、同号ロ(2)に定める基準）をいう。以下この項、次項及び477の2の6の項において同じ。）による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは15,000円、200平方メートル以上のときは16,000円 ウ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法（省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は			
--	--	--	--	--	--

		同号イ(2)及びロ(1)に定める基準をいう。以下この項、次項及び477の2の6の項において同じ。）による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは21,000円、200平方メートル以上のときは23,000円 (2) 判定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合にあっては、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額 ア 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 当該住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは57,000円、300平方メートル以上2,000			
--	--	---	--	--	--

		宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合、当該住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは42,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは71,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは124,000円、5,000平方メートル以上のときは181,000円 (3) 判定の対象が住宅以外の建築物であって、その 用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若し			(1) 判定に係る建築物（住宅以外の部分に限る。以下この項、次項及び477の2の6の項において同じ。） 用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若し
--	--	---	--	--	--

		くはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（以下この項、次項及び477の2の6の項において「工場等」という。）である場合にあっては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準 _____ _____ _____ _____ _____ _____ に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は同号イ _____に定める基準（以下この項、次項 及び477の2の6の項において			くはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（以下この項、次項及び477の2の6の項において「工場等」という。）である場合にあっては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 判定に係る建築物について、法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項、次項、477の2の5の項及び477の2の6の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は省令第1条第1項第1号イに定める基準（以下この項、次項、477の2の5の項及び477の2の6の項において
--	--	--	--	--	---

		「標準入力法・主要室入力法」という。）による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは19,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは26,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは36,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは85,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは125,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは155,000円、25,000平方メートル以上のときは191,000円 イ 判定に係る建築物について、			「標準入力法・主要室入力法」という。）による場合 当該建築物の床面積の合計が _____ _____ _____1,000平方メートル未満のときは26,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは36,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは85,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは125,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは155,000円、25,000平方メートル以上のときは191,000円 イ 判定に係る建築物について、
--	--	--	--	--	---

		建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ロに定める基準（以下この項、次項及び477の2の6の項において「モデル建物法」という。）による場合、当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは16,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは22,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは31,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは79,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは119,000			建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ロに定める基準（以下この項、次項、477の2の5の項及び477の2の6の項において「モデル建物法」という。）による場合、当該建築物の床面積の合計が―― ―― ―― ―― ――1,000平方メートル未満のときは22,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは31,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは79,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは119,000
--	--	--	--	--	--

		円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは148,000円、25,000平方メートル以上のときは184,000円 (4) 判定の対象が住宅以外の建築物であって、その用途が工場等以外である場合にあっては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合、当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは189,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満の			円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは148,000円、25,000平方メートル以上のときは184,000円 (2) 判定に係る建築物の用途が工場等以外である場合にあっては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合、当該建築物の床面積の合計が―― ―― ―― ―― ――1,000平方メートル未満の
--	--	---	--	--	--

		ときは237,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは306,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円, 25,000平方メートル以上のときは726,000円 イ 判定に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, モデル建物法による場合当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは72,000円, 300			ときは237,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは306,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円, 25,000平方メートル以上のときは726,000円 イ 判定に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, モデル建物法による場合当該建築物の床面積の合計が— — — —
--	--	---	--	--	---

		平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは92,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは121,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは196,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは257,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは308,000円, 25,000平方メートル以上のときは362,000円 (5) 判定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合にあっては, 判定に係る建築物の住宅の部分について, 次のア又はイに掲げる区分に応じ, 当該ア又はイに定			—1,000平方メートル未満のときは92,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは121,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは196,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは257,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは308,000円, 25,000平方メートル以上のときは362,000円
--	--	---	--	--	---

		める額に、住宅以外の部分について、次のウ又はエに掲げる区分に応じ、当該ウ又はエに定める額を加算した額 ア 判定に係る建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合(1)に規定する額 イ 判定に係る建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 当該建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じて(2)の規定により算出した額 ウ 判定に係る建築物の住宅以外の部分の用途が工場等である場合 当該建築物の住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(3)の規定により算出した額 エ 判定に係る建築物の住宅以外の部分の用途が工場等以外であ			
--	--	---	--	--	--

		る場合 当該建築物の住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(4)の規定により算出した額			
477の2の2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 判定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合にあっては、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額 ア 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 当該単位住戸の床面積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この項において同じ。）が200平方メートル未満のときは14,000円、200平方メートル以上のときは16,000円	477の2の2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	

		イ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様基準による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは7,000円、200平方メートル以上のときは8,000円 ウ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは11,000円、200平方メートル以上のときは12,000円 (2) 判定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合にあっては、次のアからウまでに掲げる区分に応			
--	--	--	--	--	--

		ジ、当該アからウまでに定める額 ア 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 当該住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは29,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは48,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは82,000円、5,000平方メートル以上のときは117,000円 イ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様基準による場合 当該住宅の床面積の合計が300平方			
--	--	---	--	--	--

		メートル未満のときは14,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは24,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは43,000円, 5,000平方メートル以上のときは65,000円 ウ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合 当該住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは21,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは36,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは62,000円, 5,000平方メートル以上のときは			
--	--	---	--	--	--

		トル以上のときは91,000円 (3) 判定の対象が住宅以外の建築物であって、その用途が工場等である場合にあっては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは10,000円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは13,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは18,000円,			(1) 判定に係る建築物の用途が工場等である場合にあっては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が 1,000平方メートル未満のときは13,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは18,000円,
--	--	---	--	--	---

		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは42,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは63,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは77,000円, 25,000平方メートル以上のときは96,000円 イ 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは11,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは42,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは63,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは77,000円, 25,000平方メートル以上のときは96,000円 イ 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合当該建築物の床面積の合計が— — — 1,000平方メートル未満のときは11,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未
--	--	--	--	--	---

		満のときは16,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは40,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは60,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは74,000円, 25,000平方メートル以上のときは92,000円 (4) 判定の対象が住宅以外の建築物であって、その用途が工場等以外である場合にあっては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める			満のときは16,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは40,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは60,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは74,000円, 25,000平方メートル以上のときは92,000円 (2) 判定に係る建築物の用途が工場等以外である場合にあっては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める
--	--	---	--	--	---

		方法又は標準入力法・主要室入力法による場合当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは95,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは119,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは153,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは218,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは269,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは318,000円、25,000平方メートル以上のときは363,000円 イ 判定に係る建築物について、			方法又は標準入力法・主要室入力法による場合当該建築物の床面積の合計が _____ _____ _____ _____1,000平方メートル未満のときは119,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは153,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは218,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは269,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは318,000円、25,000平方メートル以上のときは363,000円 イ 判定に係る建築物について、
--	--	---	--	--	---

		建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは36,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは46,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは61,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは98,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは128,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは154,000円、25,000平方メートル以上のときは181,000円			建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合当該建築物の床面積の合計が _____ _____ _____ _____1,000平方メートル未満のときは46,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは61,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは98,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは128,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは154,000円、25,000平方メートル以上のときは181,000円
--	--	---	--	--	---

		(5) 判定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合にあっては、判定に係る建築物の住宅の部分について、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額に、住宅以外の部分について、次のウ又はエに掲げる区分に応じ、当該ウ又はエに定まる額を加算した額 ア 判定に係る建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合(1)に規定する額 イ 判定に係る建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 当該建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じて(2)の規定により算出した額 ウ 判定に係る建築物の住宅以外の部分の用途が工場等である場			
--	--	--	--	--	--

		合 当該建築物の住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(3)の規定により算出した額 エ 判定に係る建築物の住宅以外の部分の用途が工場等以外である場合 当該建築物の住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(4)の規定により算出した額			
477の2の3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1) 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準（以下この項及び次項において「誘導基準」という。）に適合していることを証する書面（当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機	477の2の3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1) 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準（以下この項及び次項において「誘導基準」という。）に適合していることを証する書面（当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機

		建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに 限る。以下この項 及び次項において 「適合証」とい う。）がある場合 （建築基準関係規 定適合審査を受け るよう申し出る場 合を除く。）にあっ ては、次のアから エまでに掲げる区 分に応じ、当該ア からエまでに定め る額 ア 認定の対象が 1の単位住戸を 有する住宅であ る場合 4,000 円 イ 認定の対象が 2以上の単位住 戸を有する住宅 である場合 申 請に係る住宅の 床面積_____ _____ _____ _____ の合計が300平 方メートル未満 のときは8,000 円, 300平方メ ートル以上2,000			建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに 限る。以下この項 及び次項において 「適合証」とい う。）がある場合 （建築基準関係規 定適合審査を受け るよう申し出る場 合を除く。）にあっ ては、次のアから エまでに掲げる区 分に応じ、当該ア からエまでに定め る額 ア 認定の対象が 1の単位住戸を 有する住宅であ る場合 4,000 円 イ 認定の対象が 2以上の単位住 戸を有する住宅 である場合 申 請に係る住宅の 床面積（<u>省令第 13条第3項第2号 の規定を適用す る場合にあって は、共用部分の 床面積を除く。</u>） の合計が300平 方メートル未満 のときは8,000 円, 300平方メ ートル以上2,000
--	--	---	--	--	--

		平方メートル未満のときは 17,000円, 2,000 平方メートル以上 5,000平方 メートル未満の ときは37,000 円, 5,000平方 メートル以上の ときは67,000円 ウ 略 エ 略 (ア) 略 (イ) 建築物 の住宅の部分 が2以上の単 位住戸を有す る場合 申請 に係る建築物 の住宅の部分 の床面積 _____ _____ _____ _____ _____の合計 に応じてイの 規定により算 出した額 (2) 法第29条第3項 各号に掲げる事項 の記載がない建築 物エネルギー消費 性能向上計画で あって、適合証が			平方メートル未 満のときは 17,000円, 2,000 平方メートル以 上5,000平方 メートル未満の ときは37,000 円, 5,000平方 メートル以上の ときは67,000円 ウ 略 エ 略 (ア) 略 (イ) 建築物 の住宅の部分 が2以上の単 位住戸を有す る場合 申請 に係る建築物 の住宅の部分 の床面積 (省 令第13条第3 項第2号の規 定を適用する 場合にあつて は、共用部分 の床面積を除 く。)の合計 に応じてイの 規定により算 出した額 (2) 法第34条第3項 各号に掲げる事項 の記載がない建築 物エネルギー消費 性能向上計画で あって、適合証が
--	--	--	--	--	--

		ない場合 (建築基 準関係規定適合審 査を受けるよう申 し出る場合を除 く。)にあつては、 次のアからエまで に掲げる区分に応 じ、当該アからエ までに定める額 ア 認定の対象が 1の単位住戸を 有する住宅であ る場合 (ア) から (ウ) まで に規定する額 (ア) 略 (イ) 申請に 係る住宅につ いて、誘導基 準に適合して いるかどうか の基準が、誘 導仕様基準に よる場合 当 該単位住戸の 床面積が200 平方メートル 未満のときは 15,000円, 200 平方メートル 以上のときは 16,000円 (ウ) 申請に 係る住宅につ いて、誘導基 準に適合して いるかどうか			ない場合 (建築基 準関係規定適合審 査を受けるよう申 し出る場合を除 く。)にあつては、 次のアからエまで に掲げる区分に応 じ、当該アからエ までに定める額 ア 認定の対象が 1の単位住戸を 有する住宅であ る場合 (ア) 又は (イ) に規定する額 (ア) 略 (イ) 申請に 係る住宅につ いて、誘導基 準に適合して いるかどうか の基準が、誘 導仕様基準に よる場合 当 該単位住戸の 床面積が200 平方メートル 未満のときは 15,000円, 200 平方メートル 以上のときは 16,000円
--	--	---	--	--	---

		の基準が、仕様・計算併用法による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは21,000円、200平方メートル以上のときは23,000円 イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 (ア) から (イ) までに規定する額 (ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 申請に係る住宅の床面積_____ _____ _____ _____ _____ の合計が300平方メートル			イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 (ア) 又は (イ) _____に規定する額 (ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 申請に係る住宅の床面積 (省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。) _____ の合計が300平方メートル
--	--	--	--	--	--

		未満のときは57,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円、5,000平方メートル以上のときは234,000円 (イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合 申請に係る住宅の床面積_____ _____ _____ _____ _____ _____の合計が300平方メートル未満のときは			未満のときは57,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円、5,000平方メートル以上のときは234,000円 (イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合 申請に係る住宅の床面積 (省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。) _____ の合計が300平方メートル未満のときは
--	--	---	--	--	--

		27,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは 47,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは 86,000円, 5,000平方メートル以上のときは 130,000円 (ウ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは 42,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは 71,000円, 2,000平方メートル以上のときは			27,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは 47,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは 86,000円, 5,000平方メートル以上のときは 130,000円
--	--	--	--	--	--

		5,000平方メートル未満のときは 124,000円, 5,000平方メートル以上のときは 181,000円 ウ エ 略 (ア) 略 (イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積_____ _____の合計 に於てイの規定により算出した額 (3) 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であつて、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつて			ウ エ 略 (ア) 略 (イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計に於てイの規定により算出した額 (3) 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であつて、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつて
--	--	--	--	--	---

		は、(1)又は(2)に規定する額に、475の項の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額を加算した額 (4) 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がある建築物エネルギー消費性能向上計画にあっては、申請に係る建築物について、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額をそれぞれ加算した額 ア 法第29条第3項の申請建築物(1)、(2)又は(3)に規定する額 イ 法第29条第3項の他の建築物一の建築物につき(1)又は(2)に規定する額			は、(1)又は(2)に規定する額に、475の項の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額を加算した額 (4) 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がある建築物エネルギー消費性能向上計画にあっては、申請に係る建築物について、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額をそれぞれ加算した額 ア 法第34条第3項の申請建築物(1)、(2)又は(3)に規定する額 イ 法第34条第3項の他の建築物一の建築物につき(1)又は(2)に規定する額
477の2の4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）第31条第1項の規定に	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1) 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、適合証がある場合（建築基準関係規	477の2の4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1) 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、適合証がある場合（建築基準関係規

基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査		定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。）にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額 ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 2,000円 イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 申請に係る住宅の床面積_____ _____ _____ _____ の合計が300平方メートル未満のときは4,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方	画の変更の認定の申請に対する審査		定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。）にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額 ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 2,000円 イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 申請に係る住宅の床面積（省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計が300平方メートル未満のときは4,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方
---	--	---	-------------------------	--	---

		メートル未満のときは19,000円、5,000平方メートル以上のときは33,000円 ウ 略 エ 略 (ア) 略 (イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積_____ _____ _____ _____ _____の合計 に応じてイの規定により算出した額 (2) 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に			メートル未満のときは19,000円、5,000平方メートル以上のときは33,000円 ウ 略 エ 略 (ア) 略 (イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計 _____の合計 に応じてイの規定により算出した額 (2) 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に
--	--	---	--	--	--

		掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額 ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 (ア) から(ウ) までに規定する額 (ア) 略 (イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは7,000円、200平方メートル以上のときは8,000円 (ウ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕			掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額 ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 (ア) 又は(イ) までに規定する額 (ア) 略 (イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは7,000円、200平方メートル以上のときは8,000円
--	--	---	--	--	--

		様・計算併用法による場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは 11,000円、200平方メートル以上のときは 12,000円 イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 (ア) から (ウ) までに規定する額 (ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 申請に係る住宅の床面積 _____ _____ _____ _____ _____ の合計が300平方メートル未満のときは 29,000円、300			イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 (ア) 又は (イ) _____に規定する額 (ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 申請に係る住宅の床面積 (省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。) _____ の合計が300平方メートル未満のときは 29,000円、300
--	--	--	--	--	---

		平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは 48,000円、 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは 82,000円、 5,000平方メートル以上のときは 117,000円 (イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合 申請に係る住宅の床面積 _____ _____ _____ _____ _____ の合計が300平方メートル未満のときは 14,000円、300平方メートル			平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは 48,000円、 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは 82,000円、 5,000平方メートル以上のときは 117,000円 (イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合 申請に係る住宅の床面積 (省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。) _____ の合計が300平方メートル未満のときは 14,000円、300平方メートル
--	--	---	--	--	--

		以上2,000平方メートル未満のときは 24,000円、 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のときは 43,000円、 5,000平方メートル以上 のときは 65,000円 (ウ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは 21,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは 36,000円、 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満			以上2,000平方メートル未満のときは 24,000円、 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のときは 43,000円、 5,000平方メートル以上 のときは 65,000円
--	--	---	--	--	--

		のときは 62,000円、 5,000平方メートル以上 のときは 91,000円 ウ 略 エ 略 (ア) 略 (イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合申請に係る建築物の住宅の部分の床面積 _____ _____ _____ _____の合計 に応じてイの規定により算出した額 (3) 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合 (同項各号に掲げ			ウ 略 エ 略 (ア) 略 (イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計 に応じてイの規定により算出した額 (3) 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合 (同項各号に掲げ
--	--	--	--	--	--

		る事項の記載の追加を伴う場合を除く。) にあつては、(1)又は(2)に規定する額に、475の項の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額を加算した額 (4) <u>法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合にあつては、変更の申請に係る建築物につき、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額をそれぞれ加算した額</u> ア <u>法第29条第3項の申請建築物</u> (1)、(2)又は(3)に規定する額 イ <u>法第29条第3項の他の建築物一の建築物につき477の2の3の項の(1)又は(2)に規定する額</u> (5) <u>法第29条第3項</u>			る事項の記載の追加を伴う場合を除く。) にあつては、(1)又は(2)に規定する額に、475の項の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額を加算した額 (4) <u>法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合にあつては、変更の申請に係る建築物につき、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額をそれぞれ加算した額</u> ア <u>法第34条第3項の申請建築物</u> (1)、(2)又は(3)に規定する額 イ <u>法第34条第3項の他の建築物一の建築物につき477の2の3の項の(1)又は(2)に規定する額</u> (5) <u>法第34条第3項</u>
--	--	--	--	--	--

		各号に掲げる事項の記載がある建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、変更の申請に係る建築物につき、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額をそれぞれ加算した額 ア <u>法第29条第3項の申請建築物</u> (1)、(2)又は(3)に規定する額 イ <u>法第29条第3項の他の建築物</u> (追加に係るものを除く。) 一の建築物につき(1)又は(2)に規定する額 ウ <u>法第29条第3項の他の建築物</u> (追加に係るものに限る。) 一の建築物につき477の2の3の項の(1)又は(2)に規定する額			各号に掲げる事項の記載がある建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、変更の申請に係る建築物につき、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額をそれぞれ加算した額 ア <u>法第34条第3項の申請建築物</u> (1)、(2)又は(3)に規定する額 イ <u>法第34条第3項の他の建築物</u> (追加に係るものを除く。) 一の建築物につき(1)又は(2)に規定する額 ウ <u>法第34条第3項の他の建築物</u> (追加に係るものに限る。) 一の建築物につき477の2の3の項の(1)又は(2)に規定する額
477の2の5 削除			477の2の5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	(1) 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面

			第41条第1項の 規定に基づく建 築物のエネル ギー消費性能に 係る認定の申請 に対する審査	(当該適合してい ることを証する対 象が住宅以外の部 分のみである場合 にあつては登録住 宅性能評価機関 (建築基準法第77 条の21第1項に規 定する指定確認検 査機関の業務を実 施しているものに 限る。)又は登録 建築物エネルギー 消費性能判定機関 が交付したものに 限り、当該適合し ていることを証す る対象が住宅の部 分のみである場合 にあつては登録建 築物エネルギー消 費性能判定機関 (同項に規定する 指定確認検査機関 の業務を実施して いるものに限る。 以下この項におい て同じ。)又は登 録住宅性能評価機 関が交付したもの に限り、当該適合 していることを証 する対象が住宅及 び住宅以外の部分 である場合にあつ ては登録住宅性能 評価機関(同条第1
--	--	--	---	--

			項に規定する指定 確認検査機関の業 務を実施している ものに限る。)又 は登録建築物エネ ルギー消費性能判 定機関が交付した ものに限る。以下 この項において 「適合証」とい う。)がある場合 にあつては、次の アからエまでに掲 げる区分に応じ、 当該アからエまで に定める額 ア 認定の対象が 1の単位住戸を 有する住宅であ る場合 4,000 円 イ 認定の対象が 2以上の単位住 戸を有する住宅 である場合 申 請に係る住宅の 床面積(省令第4 条第3項第2号の 規定を適用する 場合にあつて は、共用部分の 床面積を除く。)の 合計が300平方 メートル未満 のときは8,000 円、300平方メー トル以上2,000
--	--	--	--

					平方メートル未満のときは 17,000円, 2,000 平方メートル以 上5,000平方 メートル未満の ときは37,000 円, 5,000平方 メートル以上の ときは67,000円 ウ 認定の対象が 住宅以外の建築 物である場合 申請に係る建築 物の床面積の合 計が300平方 メートル未満の ときは8,000円, 300平方メー トル以上1,000平 方メートル未満 のときは14,000 円, 1,000平方 メートル以上 2,000平方メー トル未満のとき は22,000円, 2,000平方メー トル以上5,000 平方メートル未 満のときは 67,000円, 5,000 平方メートル以 上10,000平方 メートル未満の ときは106,000 円, 10,000平方
--	--	--	--	--	---

					メートル以上 25,000平方メー トル未満のとき は133,000円, 25,000平方メー トル以上のとき は167,000円 エ 認定の対象が 住宅及び住宅以 外の部分を有す る建築物である 場合 申請に係 る建築物の住宅 の部分につい て, 次の (ア) 又は (イ) に掲 げる区分に応 じ, 当該 (ア) 又は (イ) に定 める額に, 住宅 以外の部分の床 面積の合計に応 じてウの規定に より算出した額 を加算した額 (ア) 建築物 の住宅の部分 が1の単位住 戸を有する場合 アに規定 する額 (イ) 建築物 の住宅の部分 が2以上の単 位住戸を有す る場合 申請 に係る建築物
--	--	--	--	--	--

					の住宅の部分の床面積（省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じてイの規定により算出した額 (2) 適合証がない場合にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額 ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合（ア）又は（イ）に規定する額 （ア）申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準（以下この項において
--	--	--	--	--	---

					「性能基準」という。）による場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは28,000円、当該住宅の床面積が200平方メートル以上のときは32,000円 (イ) 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準（以下この項において「モデル住宅法・フロア入力法」という。）又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準（以下この項において「仕様基準」という。）による場合 当
--	--	--	--	--	--

					該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは 15,000円、当該住宅の床面積が200平方メートル以上のときは 16,000円 イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 (ア) 又は (イ) に規定する額 (ア) 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 当該住宅の床面積(省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは 57,000円、300
--	--	--	--	--	---

					平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは 96,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは 163,000円、5,000平方メートル以上のときは 234,000円 (イ) 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル住宅法・フロア入力法又は仕様基準による場合 当該住宅の床面積(省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満
--	--	--	--	--	--

					のときは <u>27,000円, 300</u> <u>平方メートル</u> <u>以上2,000平</u> <u>方メートル未</u> <u>満のときは</u> <u>47,000円,</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル以上</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル未満</u> <u>のときは</u> <u>86,000円,</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル以上</u> <u>のときは</u> <u>130,000円</u> ウ 認定の対象が 住宅以外の建築 物である場合 (ア)又は(イ) に規定する額 (ア) 申請に 係る建築物に ついて、建築 物エネルギー 消費性能基準 に適合してい るかどうかの 基準が、省令 第1条第1項第 1号ただし書 に定める方法 又は標準入力 法・主要室入 力法による場 合 当該建築
--	--	--	--	--	---

					物の床面積の 合計が300平 方メートル未 満のときは <u>189,000円,</u> <u>300平方メー</u> <u>トル以上</u> <u>1,000平方</u> <u>メートル未満</u> <u>のときは</u> <u>237,000円,</u> <u>1,000平方</u> <u>メートル以上</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル未満</u> <u>のときは</u> <u>306,000円,</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル以上</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル未満</u> <u>のときは</u> <u>437,000円,</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル以上</u> <u>10,000平方</u> <u>メートル未満</u> <u>のときは</u> <u>538,000円,</u> <u>10,000平方</u> <u>メートル以上</u> <u>25,000平方</u> <u>メートル未満</u> <u>のときは</u> <u>636,000円,</u> <u>25,000平方</u> <u>メートル以上</u>
--	--	--	--	--	--

					のときは 726,000円 (イ) 申請に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは72,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは92,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは121,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは196,000円、5,000平方メートル以上
--	--	--	--	--	--

					10,000平方メートル未満のときは257,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは308,000円、25,000平方メートル以上362,000円 エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額 (ア) 建築物の住宅の部分 が1の単位住戸を有する場合 アに規定
--	--	--	--	--	---

					する額 (イ) 建築物の住宅の部分 が2以上の単位住戸を有する場合、申請に係る建築物の住宅の部分の床面積（省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じてイの規定により算出した額
477の2の6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 第13条の規定に基づく同令第5条（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付申請手数料	(1) 証明の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合にあっては、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額 ア 証明に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合、当該単位住戸の床面積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この項において同じ。）が200平方メートル未満のときは14,000円、200平方メートル以上のときは16,000円 イ 証明に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様基準による場合、当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは7,000円、200平方メートル以上のときは8,000円 ウ 証明に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合、当該単位住	477の2の6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく同令第3条（同令第7条第2項において準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付申請手数料	

		積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この項において同じ。）が200平方メートル未満のときは14,000円、200平方メートル以上のときは16,000円 イ 証明に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様基準による場合、当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは7,000円、200平方メートル以上のときは8,000円 ウ 証明に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合、当該単位住			

		戸の床面積が 200平方メー トル未満のときは 11,000円、200 平方メートル以 上のときは 12,000円 (2) 証明の対象が2 以上の単位住戸を 有する住宅である 場合にあっては、 次のアからウまで に掲げる区分に応 じ、当該アからウ までに定める額 ア 証明に係る住 宅について、建 築物エネルギー 消費性能基準に 適合しているか どうかの基準 が、性能基準に よる場合 当該 住宅の床面積の 合計が300平方 メートル未満の ときは29,000 円、300平方メー トル以上2,000 平方メートル未 満のときは 48,000円、2,000 平方メートル以 上5,000平方 メートル未満の ときは82,000 円、5,000平方			
--	--	--	--	--	--

		メートル以上の ときは117,000 円 イ 証明に係る住 宅について、建 築物エネルギー 消費性能基準に 適合しているか どうかの基準 が、仕様基準に よる場合 当該 住宅の床面積の 合計が300平方 メートル未満の ときは14,000 円、300平方メー トル以上2,000 平方メートル未 満のときは 24,000円、2,000 平方メートル以 上5,000平方 メートル未満の ときは43,000 円、5,000平方 メートル以上の ときは65,000円 ウ 証明に係る住 宅について、建 築物エネルギー 消費性能基準に 適合しているか どうかの基準 が、仕様・計算 併用法による場 合 当該住宅の 床面積の合計が			
--	--	--	--	--	--

		300平方メートル未満のときは 21,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは36,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは62,000円、5,000平方メートル以上のときは91,000円 (3) 証明の対象が住宅以外の建築物であって、その用途が工場等である場合にあっては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合当該建築物の床			(1) 証明に係る建築物の用途が工場等である場合にあっては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合当該建築物の床
--	--	--	--	--	--

		面積の合計が300平方メートル未満のときは10,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは13,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは18,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは42,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは63,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは77,000円、25,000平方メートル以上のときは96,000円 イ 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建			面積の合計が__ __ __ __ 1,000平方メートル未満のときは13,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは18,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは42,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは63,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは77,000円、25,000平方メートル以上のときは96,000円 イ 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建
--	--	---	--	--	---

		ては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合当該建築物の床面積の合計300平方メートル未満のときは <u>95,000円、300平方メートル以上が1,000平方メートル未満のときは119,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは153,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは218,000円、5,000平方メートル以上10,000</u>			ては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合当該建築物の床面積の合計が _____ _____ _____ _____ _____1,000平方メートル未満のときは119,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは153,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは218,000円、5,000平方メートル以上10,000
--	--	---	--	--	---

		98,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは128,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは154,000円、25,000平方メートル以上のときは181,000円 (5) 証明の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合にあっては、証明に係る建築物の住宅の部分について、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額に、住宅以外の部分について、次のウ又はエに掲げる区分に応じ、当該ウ又はエに定める額を加算した額 ア 証明に係る建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合(1)に規定する額 イ 証明に係る建			98,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは128,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは154,000円、25,000平方メートル以上のときは181,000円
--	--	--	--	--	--

		建築物の住宅の部分 が2以上の単位住戸を有する 場合 当該建築物 の住宅の部分 の床面積の合計 に応じて(2)の 規定により算出 した額 ウ 証明に係る建 築物の住宅以外 の部分の用途が 工場等である場 合 当該建築物 の住宅以外の部 分の床面積の合 計に応じて(3) の規定により算 出した額 エ 証明に係る建 築物の住宅以外 の部分の用途が 工場等以外であ る場合 当該建 築物の住宅以外 の部分の床面積 の合計に応じて (4)の規定によ り算出した額			
備考 この表の右欄に掲げる金額は、当該右欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては1件についての金額とする。			備考 この表の右欄に掲げる金額は、当該右欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては1件についての金額とする。		

茨城県手数料徴収条例（平成12年条例第9号）新旧対照表

改正案			現行		
○茨城県手数料徴収条例			○茨城県手数料徴収条例		
平成12年3月28日 茨城県条例第9号			平成12年3月28日 茨城県条例第9号		
別表第1の2（第2条第2項関係）			別表第1の2（第2条第2項関係）		
別表第1の473の6の項	14,000円	13,980円	(新設)		
	25,000円	24,980円			
	38,000円	37,980円			
	56,000円	55,980円			
	65,000円	64,980円			
	88,000円	87,980円			
	141,000円	140,980円			
	217,000円	216,980円			
	341,000円	340,980円			
	482,000円	481,980円			
	623,000円	622,980円			
別表第1の473の7の項	10,000円	9,980円	(新設)		
	12,000円	11,980円			
	16,000円	15,980円			
	19,000円	18,980円			

	28,000円	27,980円			
	31,000円	30,980円			
	37,000円	36,980円			
	52,000円	51,980円			
	70,000円	69,980円			
	106,000円	105,980円			
	129,000円	128,980円			
別表第1の473の8の項	10,000円	9,980円	(新設)		
別表第1の473の9の項	10,000円	9,980円	(新設)		
別表第1の473の10の項	2,700円	2,680円	(新設)		
	5,400円	5,380円			
	10,800円	10,780円			
	21,600円	21,580円			
	37,800円	37,780円			
	54,000円	53,980円			
(中略)			(中略)		
別表第1の476の項	4,000円	3,990円	別表第1の476の項	4,000円	3,990円
	8,000円	7,990円		8,000円	7,990円
	17,000円	16,990円		17,000円	16,990円
	37,000円	36,990円		37,000円	36,990円
	67,000円	66,990円		67,000円	66,990円
	14,000円	13,990円		14,000円	13,990円

	22,000円	21,990円		22,000円	21,990円
	106,000円	105,990円		106,000円	105,990円
	133,000円	132,990円		133,000円	132,990円
	167,000円	166,990円		167,000円	166,990円
	算出した額を加算した額	算出した額を加算した額に、10円を加算した額		算出した額を加算した額	算出した額を加算した額に、10円を加算した額
	28,000円	27,990円		28,000円	27,990円
	32,000円	31,990円		32,000円	31,990円
	15,000円	14,990円		15,000円	14,990円
	16,000円	15,990円		16,000円	15,990円
	21,000円	20,990円			
	23,000円	22,990円			
	57,000円	56,990円		57,000円	56,990円
	96,000円	95,990円		96,000円	95,990円
	163,000円	162,990円		163,000円	162,990円
	234,000円	233,990円		234,000円	233,990円
	27,000円	26,990円		27,000円	26,990円
	47,000円	46,990円		47,000円	46,990円
	86,000円	85,990円		86,000円	85,990円
	130,000円	129,990円		130,000円	132,990円
	42,000円	41,990円			

	71,000円	70,990円			
	124,000円	123,990円			
	181,000円	180,990円			
	189,000円	188,990円		189,000円	188,990円
	237,000円	236,990円		237,000円	236,990円
	306,000円	305,990円		306,000円	305,990円
	437,000円	436,990円		437,000円	436,990円
	538,000円	537,990円		538,000円	537,990円
	636,000円	635,990円		636,000円	635,990円
	726,000円	725,990円		726,000円	725,990円
	72,000円	71,990円		72,000円	71,990円
	92,000円	91,990円		92,000円	91,990円
	121,000円	120,990円		121,000円	120,990円
	196,000円	195,990円		196,000円	195,990円
	257,000円	256,990円		257,000円	256,990円
	308,000円	307,990円		308,000円	307,990円
	362,000円	361,990円		362,000円	361,990円
別表第1の477の項	2,000円	1,990円	別表第1の477の項	2,000円	1,990円
	4,000円	3,990円		4,000円	3,990円
	8,000円	7,990円		8,000円	7,990円
	19,000円	18,990円		19,000円	18,990円
	33,000円	32,990円		33,000円	32,990円

	7,000円	6,990円		7,000円	6,990円
	11,000円	10,990円		11,000円	10,990円
	53,000円	52,990円		53,000円	52,990円
	67,000円	66,990円		67,000円	66,990円
	83,000円	82,990円		83,000円	82,990円
	算出した額を加算した額	算出した額を加算した額に、10円を加算した額		算出した額を加算した額	算出した額を加算した額に、10円を加算した額
	14,000円	13,990円		14,000円	13,990円
	16,000円	15,990円		16,000円	15,990円
	12,000円	11,900円		(新設)	
	29,000円	28,990円		29,000円	28,990円
	48,000円	47,990円		48,000円	47,990円
	82,000円	81,990円		82,000円	81,990円
	117,000円	116,990円		117,000円	116,990円
	24,000円	23,990円		24,000円	23,990円
	43,000円	42,990円		43,000円	42,990円
	65,000円	64,990円		65,000円	64,990円
	21,000円	20,990円			
	36,000円	35,990円			
	62,000円	61,990円			
	91,000円	90,990円			

	95,000円	94,990円		95,000円	94,990円
	119,000円	118,990円		119,000円	118,990円
	153,000円	152,990円		153,000円	152,990円
	218,000円	217,990円		218,000円	217,990円
	269,000円	268,990円		269,000円	268,990円
	318,000円	317,990円		318,000円	317,990円
	363,000円	362,990円		363,000円	362,990円
				36,000円	35,990円
	46,000円	45,990円		46,000円	45,990円
	61,000円	60,990円		61,000円	60,990円
	98,000円	97,990円		98,000円	97,990円
	128,000円	127,990円		128,000円	127,990円
	154,000円	153,990円		154,000円	153,990円
	181,000円	180,990円		181,000円	180,990円
別表第1の477の2の項	28,000円	27,990円	別表第1の477の2の項		
	32,000円	31,990円			
	15,000円	14,990円			
	16,000円	15,990円			
	21,000円	20,990円			
	23,000円	22,990円			
	57,000円	56,990円			
	96,000円	95,990円			

	<u>163,000 円</u>	<u>162,990 円</u>		
	<u>234,000 円</u>	<u>233,990 円</u>		
	<u>27,000 円</u>	<u>26,990 円</u>		
	<u>47,000 円</u>	<u>46,990 円</u>		
	<u>86,000 円</u>	<u>85,990 円</u>		
	<u>130,000 円</u>	<u>129,990 円</u>		
	<u>42,000 円</u>	<u>41,990 円</u>		
	<u>71,000 円</u>	<u>70,990 円</u>		
	<u>124,000 円</u>	<u>123,990 円</u>		
	<u>181,000 円</u>	<u>180,990 円</u>		
	<u>19,000 円</u>	<u>18,990 円</u>		
	26,000円	25,990円	26,000円	25,990円
	36,000円	35,990円	36,000円	35,990円
	85,000円	84,990円	85,000円	84,990円
	125,000円	124,990円	125,000円	124,990円
	155,000円	154,990円	155,000円	154,990円
	191,000円	190,990円	191,000円	190,990円
	22,000円	21,990円	22,000円	21,990円
	31,000円	30,990円	31,000円	30,990円
	79,000円	78,990円	79,000円	78,990円
	119,000円	118,990円	119,000円	118,990円
	148,000円	147,990円	148,000円	147,990円

	184,000円	183,990円	184,000円	183,990円
	189,000円	188,990円		
	237,000円	236,990円	237,000円	236,990円
	306,000円	305,990円	306,000円	305,990円
	437,000円	436,990円	437,000円	436,990円
	538,000円	537,990円	538,000円	537,990円
	636,000円	635,990円	636,000円	635,990円
	726,000円	725,990円	726,000円	725,990円
	<u>72,000円</u>	<u>71,990円</u>		
	92,000円	91,990円	92,000円	91,990円
	121,000円	120,990円	121,000円	120,990円
	196,000円	195,990円	196,000円	195,990円
	257,000円	256,990円	257,000円	256,990円
	308,000円	307,990円	308,000円	307,990円
	362,000円	361,990円	362,000円	361,990円
	加算した額	加算した額に、10円を加算した額		
別表第1の477の2の2の項	<u>14,000 円</u>	<u>13,990 円</u>	別表第1の477の2の2の項	
	<u>16,000 円</u>	<u>15,990 円</u>		
	<u>7,000 円</u>	<u>6,990 円</u>		
	<u>8,000 円</u>	<u>7,990 円</u>		
	<u>11,000 円</u>	<u>10,990 円</u>		

	12,000 円	11,990 円		
	29,000 円	28,990 円		
	48,000 円	47,990 円		
	82,000 円	81,990 円		
	117,000 円	116,990 円		
	24,000 円	23,990 円		
	43,000 円	42,990 円		
	65,000 円	64,990 円		
	21,000 円	20,990 円		
	36,000 円	35,990 円		
	62,000 円	61,990 円		
	91,000 円	90,990 円		
	10,000 円	9,990 円		
	13,000円	12,990円	13,000円	12,990円
	18,000円	17,990円	18,000円	17,990円
	42,000円	41,990円	42,000円	41,990円
	63,000円	62,990円	63,000円	62,990円
	77,000円	76,990円	77,000円	76,990円
	96,000円	95,990円	96,000円	95,990円
			11,000円	10,990円
			16,000円	15,990円
	40,000円	39,990円	40,000円	39,990円

	60,000円	59,990円		60,000円	59,990円
	74,000円	73,990円		74,000円	73,990円
	92,000円	91,990円		92,000円	91,990円
	95,000円	94,990円			
	119,000円	118,990円		119,000円	118,990円
	153,000円	152,990円		153,000円	152,990円
	218,000円	217,990円		218,000円	217,990円
	269,000円	268,990円		269,000円	268,990円
	318,000円	317,990円		318,000円	317,990円
	363,000円	362,990円		363,000円	362,990円
	46,000円	45,990円		46,000円	45,990円
	61,000円	60,990円		61,000円	60,990円
	98,000円	97,990円		98,000円	97,990円
	128,000円	127,990円		128,000円	127,990円
	154,000円	153,990円		154,000円	153,990円
	181,000円	180,990円		181,000円	180,990円
	加算した額	加算した額に、10			
		円を加算した額			
別表第1の477の2の3の項	4,000円	3,990円	別表第1の477の2の3の項	4,000円	3,990円
	8,000円	7,990円		8,000円	7,990円
	17,000円	16,990円		17,000円	16,990円
	37,000円	36,990円		37,000円	36,990円

	67,000円	66,990円		67,000円	66,990円
	14,000円	13,990円		14,000円	13,990円
	22,000円	21,990円		22,000円	21,990円
	106,000円	105,990円		106,000円	105,990円
	133,000円	132,990円		133,000円	132,990円
	167,000円	166,990円		167,000円	166,990円
	算出した額を加算した額	算出した額を加算した額に、10円を加算した額		算出した額を加算した額	算出した額を加算した額に、10円を加算した額
	28,000円	27,990円		28,000円	27,990円
	32,000円	31,990円		32,000円	31,990円
	15,000円	14,990円		15,000円	14,990円
	16,000円	15,990円		16,000円	15,990円
	21,000円	20,990円			
	23,000円	22,990円			
	57,000円	56,990円		57,000円	56,990円
	96,000円	95,990円		96,000円	95,990円
	163,000円	162,990円		163,000円	162,990円
	234,000円	233,990円		234,000円	233,990円
	27,000円	26,990円		27,000円	26,990円
	47,000円	46,990円		47,000円	46,990円
	86,000円	85,990円		86,000円	85,990円

	130,000円	129,990円		130,000円	129,990円
	42,000円	41,990円			
	71,000円	70,990円			
	124,000円	123,990円			
	181,000円	180,990円			
	189,000円	188,990円		189,000円	188,990円
	237,000円	236,990円		237,000円	236,990円
	306,000円	305,990円		306,000円	305,990円
	437,000円	436,990円		437,000円	436,990円
	538,000円	537,990円		538,000円	537,990円
	636,000円	635,990円		636,000円	635,990円
	726,000円	725,990円		726,000円	725,990円
	72,000円	71,990円		72,000円	71,990円
	92,000円	91,990円		92,000円	91,990円
	121,000円	120,990円		121,000円	120,990円
	196,000円	195,990円		196,000円	195,990円
	257,000円	256,990円		257,000円	256,990円
	308,000円	307,990円		308,000円	307,990円
	362,000円	361,990円		362,000円	361,990円
	一の建築物につき(1)又は(2)に規定する額	一の建築物につき(1)又は(2)に規定する額に、10円を加算した額		一の建築物につき(1)又は(2)に規定する額	一の建築物につき(1)又は(2)に規定する額に、10円を加算した額

		算した額			算した額
別表第1の477の2の4の項	2,000円	1,990円	別表第1の477の2の4の項	2,000円	1,990円
	4,000円	3,990円		4,000円	3,990円
	8,000円	7,990円		8,000円	7,990円
	19,000円	18,990円		19,000円	18,990円
	33,000円	32,990円		33,000円	32,990円
	7,000円	6,990円		7,000円	6,990円
	11,000円	10,990円		11,000円	10,990円
	53,000円	52,990円		53,000円	52,990円
	67,000円	66,990円		67,000円	66,990円
	83,000円	82,990円		83,000円	82,990円
	算出した額を加算した額	算出した額を加算した額に、10円を加算した額		算出した額を加算した額	算出した額を加算した額に、10円を加算した額
	14,000円	13,990円		14,000円	13,990円
	16,000円	15,990円		16,000円	15,990円
	12,000円	11,990円			
	29,000円	28,990円		29,000円	28,990円
	48,000円	47,990円		48,000円	47,990円
	82,000円	81,990円		82,000円	81,990円
	117,000円	116,990円		117,000円	116,990円
	24,000円	23,990円		24,000円	23,990円

	43,000円	42,990円		43,000円	42,990円
	65,000円	64,990円		65,000円	64,990円
	21,000円	20,990円			
	36,000円	35,990円			
	62,000円	61,990円			
	91,000円	90,990円			
	95,000円	94,990円		95,000円	94,990円
	119,000円	118,990円		119,000円	118,990円
	153,000円	152,990円		153,000円	152,990円
	218,000円	217,990円		218,000円	217,990円
	269,000円	268,990円		269,000円	268,990円
	318,000円	317,990円		318,000円	317,990円
	363,000円	362,990円		363,000円	362,990円
				36,000円	35,990円
	46,000円	45,990円		46,000円	45,990円
	61,000円	60,990円		61,000円	60,990円
	98,000円	97,990円		98,000円	97,990円
	128,000円	127,990円		128,000円	127,990円
	154,000円	153,990円		154,000円	153,990円
	181,000円	180,990円		181,000円	180,990円
477の2の3の項の(1)又は(2)に規定	第2条第2項の規定により読み替えら		477の2の3の項の(1)又は(2)に規定	第2条第2項の規定により読み替えら	

	する額	れた477の2の3の項 の(1)又は(2)に規定する額に、10円を加算した額		する額	れた477の2の3の項 の(1)又は(2)に規定する額に、10円を加算した額
	一の建築物につき (1)又は(2)に規定する額	一の建築物につき (1)又は(2)に規定する額に、10円を加算した額		一の建築物につき (1)又は(2)に規定する額	一の建築物につき (1)又は(2)に規定する額に、10円を加算した額
(削除)			別表第1の477の2の5の項	4,000円	3,990円
				8,000円	7,990円
				17,000円	16,990円
				37,000円	36,990円
				67,000円	66,990円
				14,000円	13,990円
				22,000円	21,990円
				106,000円	105,990円
				133,000円	132,990円
				167,000円	166,990円
				加算した額	加算した額に、10円を加算した額
				28,000円	27,990円
				32,000円	31,990円

			15,000円	14,990円
			16,000円	15,990円
			57,000円	56,990円
			96,000円	95,990円
			163,000円	162,990円
			234,000円	233,990円
			27,000円	26,990円
			47,000円	46,990円
			86,000円	85,990円
			130,000円	129,990円
			189,000円	188,990円
			237,000円	236,990円
			306,000円	305,990円
			437,000円	436,990円
			538,000円	537,990円
			636,000円	635,990円
			726,000円	725,990円
			72,000円	71,990円
			92,000円	91,990円
			121,000円	120,990円
			196,000円	195,990円
			257,000円	256,990円

				308,000円	307,990円
				362,000円	361,990円
別表第1の477の2の6の項	14,000 円	13,990 円	別表第1の477の2の6の項		
	16,000 円	15,990 円			
	7,000 円	6,990 円			
	8,000 円	7,990 円			
	11,000 円	10,990 円			
	12,000 円	11,990 円			
	29,000 円	28,990 円			
	48,000 円	47,990 円			
	82,000 円	81,990 円			
	117,000 円	116,990 円			
	24,000 円	23,990 円			
	43,000 円	42,990 円			
	65,000 円	64,990 円			
	21,000 円	20,990 円			
	36,000 円	35,990 円			
	62,000 円	61,990 円			
	91,000 円	90,990 円			
	10,000 円	9,990 円			
	13,000 円	12,990 円		13,000円	12,990円
	18,000 円	17,990 円		18,000円	17,990円

	42,000 円	41,990 円		42,000円	41,990円
	63,000円	62,990円		63,000円	62,990円
	77,000円	76,990円		77,000円	76,990円
	96,000円	95,990円		96,000円	95,990円
				11,000円	10,990円
				16,000円	15,990円
	40,000円	39,990円		40,000円	39,990円
	60,000円	59,990円		60,000円	59,990円
	74,000円	73,990円		74,000円	73,990円
	92,000円	91,990円		92,000円	91,990円
	95,000円	94,990円			
	119,000円	118,990円		119,000円	118,990円
	153,000円	152,990円		153,000円	152,990円
	218,000円	217,990円		218,000円	217,990円
	269,000円	268,990円		269,000円	268,990円
	318,000円	317,990円		318,000円	317,990円
	363,000円	362,990円		363,000円	362,990円
	46,000円	45,990円		46,000円	45,990円
	61,000円	60,990円		61,000円	60,990円
	98,000円	97,990円		98,000円	97,990円
	128,000円	127,990円		128,000円	127,990円
	154,000円	153,990円		154,000円	153,990円

	181,000円	180,990円		181,000円	180,990円
	加算した額	加算した額に、10			
		円を加算した額			
(略)			(略)		

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年条例第44号）新旧対照表

改正案		現行	
（市町村が処理する事務の範囲等）		（市町村が処理する事務の範囲等）	
第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。		第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。	
事務	市町村	事務	市町村
1～3の3 略		1～3の3 略	
3の3の2 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）、茨城県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年茨城県条例第35号）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人（法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）	日立市、古河市、石岡市、結城市、竜ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、坂東市、かすみがうら市、神栖市、行方市、鉾田市、	3の3の2 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）、茨城県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年茨城県条例第35号）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人（法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）	日立市、古河市、石岡市、結城市、_____, 下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、坂東市、かすみがうら市、神栖市、行方市、鉾田市、
(1)～(27) 略		(1)～(27) 略	

	つくばみらい市、小美玉市、大洗町、城里町、大子町、五霞町、境町		つくばみらい市、小美玉市、大洗町、城里町、大子町、五霞町、境町
3の3の3～7の2の3 略		3の3の3～7の2の3 略	
7の3 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この項において「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下この項において「政令」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	(1)から(4)まで及び(23)から(26)までの事務については常総市及び坂東市、(5)から(10)まで及び(22)の事務については石岡市、下妻市、常総市、笠間市、潮来市、行方市、東海村及び大子町、(5)から(10)まで及び(22)の事務のうち保育所に係るものについてはひたち	7の3 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この項において「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下この項において「政令」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	(1)から(4)まで及び(23)から(26)までの事務については常総市及び坂東市、(5)から(10)まで及び(22)の事務については石岡市、下妻市、常総市、笠間市、潮来市、行方市、東海村及び大子町、(5)から(10)まで及び(22)の事務のうち保育所に係るものについてはひたち
(1) 法第19条の3第3項の規定による医療費支給認定の申請の受理、審査（省令第7条の9第2項ただし書の規定による確認に限る。）及び知事への送付		(1) 法第19条の3第3項の規定による医療費支給認定の申請の受理、審査（省令第7条の9第2項ただし書の規定による確認に限る。）及び知事への送付	
(2) 法第19条の5第2項____の規定による医療費支給認定の変更の認定の申請の受理、審査（省令第7条の27第2項ただし書の規定による確認に限る。）及び知事への送付		(2) 法第19条の5第2項前段の規定による医療費支給認定の変更の認定の申請の受理、審査（省令第7条の27第2項ただし書の規定による確認に限る。）及び知事への送付	
(3) 法第19条の5第3項前段の規定による医療受給者証の受理及び知事への送付		(3) 法第19条の5第2項後段の規定による医療受給者証の受理及び知事への送付	
(4)～(26) 略		(4)～(26) 略	

	なか市及び小美玉市，(5)から(10)まで及び(22)の事務のうち児童厚生施設に係るものについては日立市，土浦市，守谷市，坂東市，桜川市，茨城町，美浦村及び五霞町，(7)から(9)まで及び(22)の事務のうち市町村の設置する保育所に係るものについては水戸市，石岡市，下妻市，常総市，笠間市，ひたちなか市，潮来市，小美玉市，東海村及び大子町を除く各		なか市及び小美玉市，(5)から(10)まで及び(22)の事務のうち児童厚生施設に係るものについては日立市，土浦市，守谷市，坂東市，桜川市，茨城町，美浦村及び五霞町，(7)から(9)まで及び(22)の事務のうち市町村の設置する保育所に係るものについては水戸市，石岡市，下妻市，常総市，笠間市，ひたちなか市，潮来市，小美玉市，東海村及び大子町を除く各
--	--	--	--

	市町村，(11)，(12)，(16)及び(21)の事務（(16)の事務については(12)の事務に係るものに，(21)の事務については(11)，(12)及び(16)の事務（(16)の事務については，(12)の事務に係るものに限る。）に係るものに限る。）については日立市，土浦市，古河市，石岡市，結城市，竜ヶ崎市，下妻市，常総市，常陸太田市，高萩市，北茨城市，笠間市，取手市，		市町村，(11)，(12)，(16)及び(21)の事務（(16)の事務については(12)の事務に係るものに，(21)の事務については(11)，(12)及び(16)の事務（(16)の事務については，(12)の事務に係るものに限る。）に係るものに限る。）については日立市，土浦市，古河市，石岡市，結城市，竜ヶ崎市，下妻市，常総市，常陸太田市，高萩市，北茨城市，笠間市，取手市，
--	---	--	---

	牛久市，つくば市，ひたちなか市，潮来市，守谷市，常陸大宮市，那珂市，筑西市，坂東市，稲敷市，かすみがうら市，桜川市，神栖市，行方市，つくばみらい市，小美玉市，茨城町，大洗町，東海村及び大子町，(13)から(21)までの事務（(16)の事務については(14)の事務に係るものに，(21)の事務については(13)から(20)までの事務（(16)の事務について		_____，つくば市，ひたちなか市，潮来市，守谷市，常陸大宮市，那珂市，筑西市，坂東市，稲敷市，かすみがうら市，桜川市，神栖市，行方市，つくばみらい市，小美玉市，茨城町，大洗町，東海村及び大子町，(13)から(21)までの事務（(16)の事務については(14)の事務に係るものに，(21)の事務については(13)から(20)までの事務（(16)の事務について
--	--	--	--

	は，(14)の事務に係るものに限る。)に係るものに限る。)については日立市，石岡市，結城市，下妻市，常総市，常陸太田市，高萩市，北茨城市，笠間市，<u>牛久市</u>，ひたちなか市，潮来市，常陸大宮市，筑西市，稲敷市，かすみがうら市，桜川市，神栖市，行方市，鉾田市，つくばみらい市，小美玉市，茨城町，大洗町，東海村及び大子町		は，(14)の事務に係るものに限る。)に係るものに限る。)については日立市，石岡市，結城市，下妻市，常総市，常陸太田市，高萩市，北茨城市，笠間市_____，ひたちなか市，潮来市，常陸大宮市，筑西市，稲敷市，かすみがうら市，桜川市，神栖市，行方市，鉾田市，つくばみらい市，小美玉市，茨城町，大洗町，東海村及び大子町
7の4～8の3 略		7の4～8の3 略	

9 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号。以下この項において「法」という。）及び戦傷病者特別援護法施行規則（昭和38年厚生省令第46号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第20条第1項の規定による更生医療の給付 (2) 法第20条第4項の規定による更生医療に要する費用の支給の決定 (3) 法第21条第1項の規定による補装具の支給及び修理 (4) 法第21条第4項の規定による補装具の購入及び修理に要する費用の支給の決定 (5) 法第24条第1項の規定による報告の徴収（(1)から(4)までの事務に係るものに限る。(6)及び(7)において同じ。） (6) 法第24条第2項の規定による命令 (7) 省令第17条の規定による請求の却下の通知 (8) 法第4条第1項及び第2項の規定による戦傷病者手帳の交付の請求の受理及び知事への送付 (9) 法第5条第1項の規定による戦傷病者手帳の記載事項の変更の届出の受理及び知事への送付 (10) 法第19条第1項の規定による葬祭費の支給の請求の受理及び知事への送付	(1)から(7)までの事務については古河市、石岡市、竜ヶ崎市の、常陸太田市、笠間市、潮来市、守谷市、桜川市、行方市、茨城町、大洗町、城里町、東海村及び大子町、(8)から(10)まで_____の事務については各市町村、(11)及び(12)の事務については古河市、石岡市、竜ヶ崎市の、常陸太田市、笠間市、潮来市、守谷市、桜川市、行方市、茨城町、大洗町、城里町、東海村	9 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号。以下この項において「法」という。）及び戦傷病者特別援護法施行規則（昭和38年厚生省令第46号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第20条第1項の規定による更生医療の給付 (2) 法第20条第4項の規定による更生医療に要する費用の支給の決定 (3) 法第21条第1項の規定による補装具の支給及び修理 (4) 法第21条第4項の規定による補装具の購入及び修理に要する費用の支給の決定 (5) 法第24条第1項の規定による報告の徴収（(1)から(4)までの事務に係るものに限る。(6)及び(7)において同じ。） (6) 法第24条第2項の規定による命令 (7) 省令第17条の規定による請求の却下の通知 (8) 法第4条第1項及び第2項の規定による戦傷病者手帳の交付の請求の受理及び知事への送付 (9) 法第5条第1項の規定による戦傷病者手帳の記載事項の変更の届出の受理及び知事への送付 (10) 法第19条第1項の規定による葬祭費の支給の請求の受理及び知事への送付	(1)から(7)までの事務については古河市、石岡市、竜ヶ崎市の、常陸太田市、笠間市、潮来市、守谷市、桜川市、行方市、茨城町、大洗町、城里町、東海村
---	---	---	---

(11) 法第20条第1項の規定による更生医療の給付の請求の受理及び知事への送付 (12) 法第21条第1項の規定による補装具の支給及び修理の請求の受理及び知事への送付 <u>(削除)</u>	及び大子町を除く各市町村	(11) 法第20条第1項の規定による更生医療の給付の請求の受理及び知事への送付 (12) 法第21条第1項の規定による補装具の支給及び修理の請求の受理及び知事への送付 (13) <u>省令第5条の規定による戦傷病者の死亡の届出の受理及び知事への送付</u>	及び大子町を除く各市町村
9の2～13の7 略		9の2～13の7 略	
13の8 <u>削除</u>		13の8 茨城県食品衛生法施行条例等の一部を改正する等の条例（令和3年茨城県条例第13号。以下この項及び次項において「改正条例」という。）付則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる改正条例による廃止前の茨城県食品衛生条例（昭和40年茨城県条例第41号。以下この項において「旧条例」という。）及び旧条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 旧条例第5条第3項の規定による住所等の変更の届出の受理 (2) 旧条例第6条第4項の規定による許可証の再交付 (3) 旧条例第6条の2第2項の規定による届出の受理 (4) 旧条例第7条の規定による届出の受理及び許可証の返納の受理 (5) 旧条例第10条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査等	水戸市

			(6) 旧条例第11条の規定による措置命令並びに営業の許可の取消し及び停止命令	
13の9 茨城県食の安全・安心推進条例（平成21年茨城県条例第32号。以下この項において「条例」という。）、茨城県食品衛生法施行条例等の一部を改正する等の条例（令和3年茨城県条例第13号）付則第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例による改正前の条例（以下この項において「旧条例」という。）並びに条例及び旧条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	水戸市	13の9 茨城県食の安全・安心推進条例（平成21年茨城県条例第32号。以下この項において「条例」という。）、改正条例	水戸市	
			付則第4項の規定によりなおその効力を有することとされる改正条例による改正前の条例（以下この項において「旧条例」という。）並びに条例及び旧条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	
(1) 条例第18条第1項の規定による勧告及び公表		(1) 条例第18条第1項の規定による勧告及び公表		
(2) 条例第18条第2項の規定による意見を述べる機会の付与		(2) 条例第18条第2項の規定による意見を述べる機会の付与		
(3) 条例第18条第3項の規定による措置命令		(3) 条例第18条第3項の規定による措置命令		
(4) 条例第19条第1項の規定による届出の受理		(4) 条例第19条第1項の規定による届出の受理		
(5) 条例第19条第2項の規定による氏名及び住所等の変更の届出の受理		(5) 条例第19条第2項の規定による氏名及び住所等の変更の届出の受理		
(6) 条例第20条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査等		(6) 条例第20条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査等		
(7) 旧条例第19条の規定による報告の受理		(7) 旧条例第19条の規定による報告の受理		
(8) 旧条例第20条第1項の規定による指導		(8) 旧条例第20条第1項の規定による指導		
(9) 旧条例第20条第2項の規定による指導		(9) 旧条例第20条第2項の規定による指導		
(10) 旧条例第20条第3項の規定による公表		(10) 旧条例第20条第3項の規定による公表		

(11) 旧条例第20条第4項の規定による報告の受理		(11) 旧条例第20条第4項の規定による報告の受理		
13の10 略		13の10 略		
14 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下この項において「法」という。）及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	常総市，坂東市	14 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下この項において「法」という。）及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	常総市，坂東市	
(1) 法第7条第1項の規定による支給認定の申請の受理，審査（省令第12条第2項ただし書の規定による確認に限る。）及び知事への送付		(1) 法第7条第1項の規定による支給認定の申請の受理，審査（省令第12条第2項ただし書の規定による確認に限る。）及び知事への送付		
(2) 法第10条第2項____の規定による支給認定の変更の認定の申請の受理，審査（省令第33条第2項ただし書の規定による確認に限る。）及び知事への送付		(2) 法第10条第2項前段の規定による支給認定の変更の認定の申請の受理，審査（省令第33条第2項ただし書の規定による確認に限る。）及び知事への送付		
(3) 法第10条第3項前段の規定による医療受給者証の受理及び知事への送付		(3) 法第10条第2項後段の規定による医療受給者証の受理及び知事への送付		
(4)～(8) 略		(4)～(8) 略		
14の2 略		14の2 略		
14の2の2 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（一の市町村の区域を超え、	水戸市，日立市， 竜ヶ崎市の区域を超え、	14の2の2 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（一の市町村の区域を超え、	水戸市，日立市， ____，下妻市の区域を超え、	
及び協同組合連合会並びに右欄に掲げる市町村の区域	市，笠間市，牛久市，つくば市，ひたちなか市，	及び協同組合連合会並びに右欄に掲げる市町村の区域	市，笠間市，牛久市，つくば市，ひたちなか市，	

内に主たる事務所が所在する企業組合に係るものに限る。) (1)～(39) 略	筑西市，かすみがうら市，東海村，大子町	内に主たる事務所が所在する企業組合に係るものに限る。) (1)～(39) 略	筑西市，かすみがうら市，東海村，大子町
14の3 略		14の3 略	
14の3の2 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち，次に掲げるもの（右欄に掲げる市の区域内に主たる事務所が所在する協業組合に係るものに限る。) (1)～(23) 略	水戸市，日立市， <u>竜ヶ崎</u> 市，下妻市，笠間市，牛久市，つくば市，ひたちなか市，筑西市，かすみがうら市，東海村，大子町	14の3の2 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち，次に掲げるもの（右欄に掲げる市の区域内に主たる事務所が所在する協業組合に係るものに限る。) (1)～(23) 略	水戸市，日立市， <u> </u> ，下妻市，笠間市，牛久市，つくば市，ひたちなか市，筑西市，かすみがうら市，東海村，大子町
14の4～14の6の2 略		14の4～14の6の2 略	
14の6の3 ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち，次に掲げるもの (1) <u>法第171条第1項</u> の規定による報告の徴収 (2) <u>法第172条第1項</u> の規定による立入検査 (3) <u>法第173条 第1項</u> の規定によるガス用品の提出命令 (4) <u>法第173条 第2項</u> の規定による損失の補償	各町村	14の6の3 ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち，次に掲げるもの (1) <u>法第46条第1項</u> の規定による報告の徴収 (2) <u>法第47条第1項</u> の規定による立入検査 (3) <u>法第47条の2第1項</u> の規定によるガス用品の提出命令 (4) <u>法第47条の2第2項</u> の規定による損失の補償	各町村
14の7～18の2 略		14の7～18の2 略	
18の3 不動産登記法（平成16年法律第123号）第116条の	水戸市，古河市，	18の3 不動産登記法（平成16年法律第123号）第116条の	水戸市，古河市，

規定による登記の嘱託（河川法第16条の3第1項に規定する河川工事及び河川の維持に係るもの並びに準用河川に係るものに限る。)	石岡市，結城市， <u>竜ヶ崎</u> 市，常総市，常陸太田市，北茨城市，笠間市，牛久市，ひたちなか市，潮来市，常陸大宮市，坂東市，稲敷市，かすみがうら市，行方市，つくばみらい市，茨城町，東海村，大子町	規定による登記の嘱託（河川法第16条の3第1項に規定する河川工事及び河川の維持に係るもの並びに準用河川に係るものに限る。)	石岡市，結城市， <u>竜ヶ崎</u> 市，常総市，常陸太田市，北茨城市，笠間市，牛久市，ひたちなか市，潮来市 <u> </u> ，坂東市，稲敷市，かすみがうら市，行方市，つくばみらい市，茨城町，東海村，大子町
19～27 略		19～27 略 (新設)	
27の2 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち，次に掲げるもの (1) 法第18条第1項の規定による検査（法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものに限る。(2)から(12)までにおいて同じ。) (2) 法第18条第2項の規定による中間検査合格証の交付	(1)から(45)までの事務(30)及び(41)の事務については法第15条第2項又は第34条第2項の規定により法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けたも		

(3) 法第19条第1項の規定による報告の受理	のとみなされた
(4) 法第20条第2項の規定による停止命令及び災害防	宅地造成又は特
止措置の命令	定盛土等に関する
(5) 法第20条第3項の規定による土地の使用の禁止及	る工事に係るも
び制限並びに災害防止措置の命令	のを除く。)につ
(6) 法第20条第4項後段の規定による停止命令	いては日立市、
(7) 法第20条第5項(法第23条第3項において準用す	土浦市、古河市、
る場合を含む。)の規定による災害防止措置の実施	石岡市、結城市、
及び公告	竜ヶ崎市の常総
(8) 法第20条第6項(法第23条第3項において準用す	市、常陸太田市、
る場合を含む。)の規定による災害防止措置に要し	笠間市、取手市、
た費用の徴収	牛久市、つくば
(9) 法第22条第2項の規定による勧告	市、ひたちなか
(10) 法第23条第1項及び第2項の規定による改善命	市、鹿嶋市、潮
令	来市、守谷市、
(11) 法第24条第1項の規定による立入検査	那珂市、筑西市、
(12) 法第25条の規定による報告の徴収	坂東市、かすみ
(13) 法第37条第1項の規定による検査(法第34条第2	がうら市、桜川
項の規定により法第30条第1項の許可を受けたもの	市、神栖市、行
とみなされた特定盛土等に関する工事に係るものに	方市、銚田市、
限る。(14)から(24)までにおいて同じ。)	つくばみらい
(14) 法第37条第2項の規定による中間検査合格証の	市、小美玉市、
交付	東海村及び境
(15) 法第38条第1項の規定による報告の受理	町、(25)から(4
(16) 法第39条第2項の規定による停止命令及び災害	5)までの事務に

防止措置の命令	ついては水戸
(17) 法第39条第3項の規定による土地の使用の禁止	市、日立市、土
及び制限並びに災害防止措置の命令	浦市、古河市、
(18) 法第39条第4項後段の規定による停止命令	石岡市、結城市、
(19) 法第39条第5項(法第42条第3項において準用す	竜ヶ崎市の常総
る場合を含む。)の規定による災害防止措置の実施	市、常陸太田市、
及び公告	笠間市、取手市、
(20) 法第39条第6項(法第42条第3項において準用す	牛久市、つくば
る場合を含む。)の規定による災害防止措置に要し	市、ひたちなか
た費用の徴収	市、鹿嶋市、潮
(21) 法第41条第2項の規定による勧告	来市、守谷市、
(22) 法第42条第1項及び第2項の規定による改善命	那珂市、筑西市、
令	坂東市、かすみ
(23) 法第43条第1項の規定による立入検査	がうら市、桜川
(24) 法第44条の規定による報告の徴収	市、神栖市、行
(25) 法第12条第1項の規定による許可の申請の受理	方市、銚田市、
及び知事への送付	つくばみらい
(26) 法第16条第1項の規定による工事の計画の変更	市、小美玉市、
の許可の申請の受理及び知事への送付	東海村及び境町
(27) 法第16条第2項の規定による軽微な変更の届出	を除く各市町村
の受理及び知事への送付	
(28) 法第17条第1項の規定による検査の申請の受理	
及び知事への送付	
(29) 法第17条第4項の規定による確認の申請の受理	
及び知事への送付	

(30) 法第18条第1項の規定による検査の申請の受理及び知事への送付		
(31) 法第21条第1項の規定による届出の受理及び知事への送付		
(32) 法第21条第3項の規定による届出の受理及び知事への送付		
(33) 法第21条第4項の規定による届出の受理及び知事への送付		
(34) 法第27条第1項の規定による届出の受理及び知事への送付		
(35) 法第28条第1項の規定による工事の計画の変更の届出の受理及び知事への送付		
(36) 法第30条第1項の規定による許可の申請の受理及び知事への送付		
(37) 法第35条第1項の規定による工事の計画の変更の許可の申請の受理及び知事への送付		
(38) 法第35条第2項の規定による軽微な変更の届出の受理及び知事への送付		
(39) 法第36条第1項の規定による検査の申請の受理及び知事への送付		
(40) 法第36条第4項の規定による確認の申請の受理及び知事への送付		
(41) 法第37条第1項の規定による検査の申請の受理及び知事への送付		
(42) 法第40条第1項の規定による届出の受理及び知事への送付		

事への送付		
(43) 法第40条第3項の規定による届出の受理及び知事への送付		
(44) 法第40条第4項の規定による届出の受理及び知事への送付		
(45) (1)から(44)までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの		
28～ 略		28～ 略

職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号）新旧対照表【第1条関係】

改正案	現行
(初任給調整手当) 第9条の3 次の各号に掲げる職員の職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職員の職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職員の職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職員の職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職又はこれに相当すると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>310,000 円</u> (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職員の職(前号に掲げる職員の職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>51,600 円</u> (3) 略 2～3 略 (寒冷地手当) 第13条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)において次に掲げる職員のいずれかに該当する職員(人事委員会規則で定める職員を除く。以下この条において「支給対象職員」という。)に対して支給する。 (1) 第5項の規定による支給地域に在勤する職員 (2) 略	(初任給調整手当) 第9条の3 次の各号に掲げる職員の職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職員の職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職員の職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職員の職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職又はこれに相当すると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>309,200 円</u> (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職員の職(前号に掲げる職員の職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>51,100 円</u> (3) 略 2～3 略 (寒冷地手当) 第13条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)において次に掲げる職員のいずれかに該当する職員(人事委員会規則で定める職員を除く。以下この条において「支給対象職員」という。)に対して支給する。 (1) 第5項の規定による支給地域に在勤する職員 (2) 略

2 前項第1号に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる支給地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

支給地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
1級地	円 29,400	円 16,200	円 11,500
2級地	26,000	14,500	9,800
3級地	25,100	14,300	9,600
4級地	19,800	11,400	8,200

備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であつて第5項の規定による支給地域に居住する扶養親族のないもののうち、第12条の5第1項の規定による単身赴任手当を支給されるもの(人事委員会規則で定めるものに限る。)及びこれに準ずるものとして人事委員会規則で定めるものを含まないものとする。

3～6 略
(期末手当)

第22条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに学長の職にある職員以外の職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定め

2 前項第1号に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる支給地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

支給地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
1級地	円 26,380	円 14,580	円 10,340
2級地	23,360	13,060	8,800
3級地	22,540	12,860	8,600
4級地	17,800	10,200	7,360

備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であつて第5項の規定による支給地域に居住する扶養親族のないもののうち、第12条の5第1項の規定による単身赴任手当を支給されるもの(人事委員会規則で定めるものに限る。)及びこれに準ずるものとして人事委員会規則で定めるものを含まないものとする。

3～6 略
(期末手当)

第22条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5
を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに学長の職にある職員以外の職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定め

る職員を除く。第 22 条の 4 第 2 項第 1 号ア及び第 2 号並びに付則第 19 項において「特定幹部職員」という。)にあつては<u>6 月に支給する場合には 100 分の 102.5、12 月に支給する場合には 100 分の 107.5 を乗じて得た額</u>、学長の職にある職員にあつては<u>6 月に支給する場合には 100 分の 65、12 月に支給する場合には 100 分の 67.5 を乗じて得た額</u>に、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 68.75」と、「<u>100 分の 127.5 とあるのは 100 分の 71.25 と</u>」,「100 分の 102.5」とあるのは「100 分の 58.75」と、「<u>100 分の 107.5 とあるのは 100 分の 61.25 と</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第 22 条の 4 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給される勤勉手当の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第 16 項第 4 号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 102.5(特定幹部職員にあつては、100 分の 122.5)、</u>	る職員を除く。第 22 条の 4 第 2 項第 1 号ア及び第 2 号並びに付則第 19 項において「特定幹部職員」という。)にあつては <u>100 分の 102.5</u> _____を乗じて得た額、学長の職にある職員にあつては <u>100 分の 65</u> _____を乗じて得た額)に、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 68.75」と _____,「100 分の 102.5」とあるのは「100 分の 58.75」と _____する。 4～6 略 (勤勉手当) 第 22 条の 4 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給される勤勉手当の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第 16 項第 4 号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に _____ _____100 分の 102.5(特定幹部職員にあつては、100 分の 122.5) _____
--	--

<u>12 月に支給する場合には 100 分の 107.5(特定幹部職員にあつては、100 分の 127.5) を乗じて得た額の総額</u> イ 学長の職にある職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 105、12 月に支給する場合には 100 分の 107.5</u> を乗じて得た額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 48.75(特定幹部職員にあつては、100 分の 58.75)、12 月に支給する場合には 100 分の 51.25(特定幹部職員にあつては、100 分の 61.25) を乗じて得た額</u> 3～5 略	_____ _____を乗じて得た額の総額 イ 学長の職にある職員 当該職員の勤勉手当基礎額に _____ <u>100 分の 105</u> _____を乗じて得た額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に _____ 100 分の 48.75(特定幹部職員にあつては、100 分の 58.75) _____ _____を乗じて得た額 3～5 略
--	--

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年茨城県条例第55号）新旧対照表【第2条関係】

改正案	現行
第4条 知事等の期末手当の額に関しては、職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号。以下「給与条例」という。）の例による。この場合において、給与条例第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と</u>、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職務段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「職務等を考慮して100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」と、「人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員」とあるのは「規則で定める職員」と、「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合」とする。 2 略	第4条 知事等の期末手当の額に関しては、職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号。以下「給与条例」という。）の例による。この場合において、給与条例第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と<u>と</u>、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職務段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「職務等を考慮して100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」と、「人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員」とあるのは「規則で定める職員」と、「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合」とする。 2 略

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年茨城県条例第9号）新旧対照表【第3条関係】

改正案	現行																																																				
（給与に関する特例） 第5条 法第3条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td><u>414,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>475,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>538,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>621,000</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>722,000</u></td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>824,000</u></td></tr> </tbody> </table> 2 法第3条第1項第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td><u>346,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>382,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>410,000</u></td></tr> </tbody> </table> 3～6 略 （給与条例の適用除外等）	号給	給料月額		円	1	<u>414,000</u>	2	<u>475,000</u>	3	<u>538,000</u>	4	<u>621,000</u>	5	<u>722,000</u>	6	<u>824,000</u>	号給	給料月額		円	1	<u>346,000</u>	2	<u>382,000</u>	3	<u>410,000</u>	（給与に関する特例） 第5条 法第3条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td><u>402,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>461,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>522,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>603,000</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>701,000</u></td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>800,000</u></td></tr> </tbody> </table> 2 法第3条第1項第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td><u>336,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>371,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>398,000</u></td></tr> </tbody> </table> 3～6 略 （給与条例の適用除外等）	号給	給料月額		円	1	<u>402,000</u>	2	<u>461,000</u>	3	<u>522,000</u>	4	<u>603,000</u>	5	<u>701,000</u>	6	<u>800,000</u>	号給	給料月額		円	1	<u>336,000</u>	2	<u>371,000</u>	3	<u>398,000</u>
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>414,000</u>																																																				
2	<u>475,000</u>																																																				
3	<u>538,000</u>																																																				
4	<u>621,000</u>																																																				
5	<u>722,000</u>																																																				
6	<u>824,000</u>																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>346,000</u>																																																				
2	<u>382,000</u>																																																				
3	<u>410,000</u>																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>402,000</u>																																																				
2	<u>461,000</u>																																																				
3	<u>522,000</u>																																																				
4	<u>603,000</u>																																																				
5	<u>701,000</u>																																																				
6	<u>800,000</u>																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>336,000</u>																																																				
2	<u>371,000</u>																																																				
3	<u>398,000</u>																																																				

第6条 略

2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条第1項、第20条の3第1項及び第22条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年茨城県条例第9号)第5条の規定」と、給与条例第20条の3第1項中「次項及び第23条の2において」とあるのは「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第23条の2において」と、給与条例第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。

第6条 略

2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条第1項、第20条の3第1項及び第22条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年茨城県条例第9号)第5条の規定」と、給与条例第20条の3第1項中「次項及び第23条の2において」とあるのは「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第23条の2において」と、給与条例第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と _____ する。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年茨城県条例第6号）新旧対照表【第4条関係】

改正案	現行																																				
（給与に関する特例） 第7条 法第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下この条、第7条の2及び第9条において「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>392,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>440,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>492,000</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>555,000</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>634,000</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>740,000</u></td></tr><tr><td>7</td><td><u>864,000</u></td></tr></table>	号給	給料月額		円	1	<u>392,000</u>	2	<u>440,000</u>	3	<u>492,000</u>	4	<u>555,000</u>	5	<u>634,000</u>	6	<u>740,000</u>	7	<u>864,000</u>	（給与に関する特例） 第7条 法第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下この条、第7条の2及び第9条において「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>380,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>427,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>477,000</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>539,000</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>615,000</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>718,000</u></td></tr><tr><td>7</td><td><u>839,000</u></td></tr></table>	号給	給料月額		円	1	<u>380,000</u>	2	<u>427,000</u>	3	<u>477,000</u>	4	<u>539,000</u>	5	<u>615,000</u>	6	<u>718,000</u>	7	<u>839,000</u>
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>392,000</u>																																				
2	<u>440,000</u>																																				
3	<u>492,000</u>																																				
4	<u>555,000</u>																																				
5	<u>634,000</u>																																				
6	<u>740,000</u>																																				
7	<u>864,000</u>																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>380,000</u>																																				
2	<u>427,000</u>																																				
3	<u>477,000</u>																																				
4	<u>539,000</u>																																				
5	<u>615,000</u>																																				
6	<u>718,000</u>																																				
7	<u>839,000</u>																																				
2～5 略 （給与条例の適用除外等） 第9条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第20条の3第1項及び第22条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年茨城県条例第6号。以下「任期付職員条例」とい	2～5 略 （給与条例の適用除外等） 第9条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第20条の3第1項及び第22条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年茨城県条例第6号。以下「任期付職員条例」とい																																				

う。)第7条の規定」と、給与条例第20条の3第1項中「次項及び第23条の2において」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。第23条の2において」と、給与条例第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。

う。)第7条の規定」と、給与条例第20条の3第1項中「次項及び第23条の2において」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。第23条の2において」と、給与条例第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と_____する。

令和 6 年第 4 回定例会
総務企画委員会説明資料
(報告関係)

1	令和 7 年度当初予算編成の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	指定管理者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	外国人材の採用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5

令和 6 年 12 月 10 日

総 務 部

総務企画委員会説明資料

総務部 財政課

項 目	令和7年度当初予算編成の基本的考え方について
1 予算編成方針 令和7年度当初予算の編成にあたっては、以下に掲げる方針を基本とする。 (1) 人口減少が加速度的に進む中、財政健全化と併せ、本県が飛躍・発展していくためには、人口の「社会増」に焦点を当て、国内外から「選ばれる茨城」づくりに向けた施策を構築していくことが必要であることから、常識にとらわれず、新しい発想で施策を展開すること。 (2) 既存の施策についても、PDCAサイクルの観点から成果と課題を検証し、必要に応じて内容を見直すこと。 (3) 限りある財源を有効に活用するため、あらゆる施策の「選択と集中」の徹底を図ること。 (4) 賃金や調達価格、金利などの上昇を適切に反映すること。 (5) デジタル技術活用の流れが加速する社会構造の変化を前向きに捉え、デジタル化を推進しつつ生産性の向上を目指すこと。 2 要求限度額の設定 (1) 義務的経費及びこれに準ずる経費 : 所要額 (2) 一般行政費、公共以外の投資的経費 : 土0% (3) 公共事業費 : 所要額 3 特別枠の活用 (1) 新しい茨城づくり特別枠（一般経費）：要求上限は設けない 「活力があり、県民が日本一幸せな県」を実現するための4つの新しいチャレンジに取り組む新規事業等	

総務企画委員会説明資料

総務部 管財課

項 目	指定管理者の指定について												
1 概要	令和6年度末をもって指定期間が満了するため、更新を行う9施設について、令和7年度以降の指定管理者の指定を行うとともに、併せて債務負担行為限度額を定めようとするもの。 ○更新施設 9施設 うち指定管理者が変更 4施設 ※ 指定管理者の指定に係る個別の議案については、各施設所管の常任委員会において審議												
2 指定の内容等	「別紙 指定管理者候補者一覧」のとおり												
3 指定までのスケジュール	<table> <tr> <td>令和6年6月</td><td>第2回定例会において選定手続の報告(各常任委員会)</td></tr> <tr> <td>〃 7～9月</td><td>指定管理者候補者の公募</td></tr> <tr> <td>〃 10月</td><td>選定委員会の開催(指定管理者候補者の選定)</td></tr> <tr> <td>〃 12月</td><td><u>第4回定例会において指定管理者の指定の議案上程</u></td></tr> <tr> <td>令和7年1～3月</td><td>指定管理料に係る協定の締結</td></tr> <tr> <td>4月</td><td>次期指定管理者による管理運営開始</td></tr> </table>	令和6年6月	第2回定例会において選定手続の報告(各常任委員会)	〃 7～9月	指定管理者候補者の公募	〃 10月	選定委員会の開催(指定管理者候補者の選定)	〃 12月	<u>第4回定例会において指定管理者の指定の議案上程</u>	令和7年1～3月	指定管理料に係る協定の締結	4月	次期指定管理者による管理運営開始
令和6年6月	第2回定例会において選定手続の報告(各常任委員会)												
〃 7～9月	指定管理者候補者の公募												
〃 10月	選定委員会の開催(指定管理者候補者の選定)												
〃 12月	<u>第4回定例会において指定管理者の指定の議案上程</u>												
令和7年1～3月	指定管理料に係る協定の締結												
4月	次期指定管理者による管理運営開始												

指定管理者候補者一覧

別紙

	施設の名称	施設所管課	指定管理者候補者	管理者 変更	公募・ 非公募	指定 期間	債務負担行為		
							期間(年度)	限度額(千円)	
								うちR7年度額	
1	あすなろの郷	障 害 福 祉 課	(社福)茨城県社会福祉事業団		非公募	5年	R7～R11	12,189,432	2,714,908
2	大洗マリンタワー	営 業 企 画 課	大洗町		非公募	1年	-	-	-
3	県民の森	林 政 課	(株)ボタラシアンリゾート	○	非公募	20年	R7～R11	335,057	111,057
4	植物園								
5	森のカルチャーセンター								
6	きのこ博士館								
7	茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設	港 湾 課	大洗町		非公募	1年	R7	16,128	16,128
8	赤塚公園	都 市 整 備 課	橋本造園土木(株)		公募	1年	R7	31,428	31,428
9	笠間芸術の森公園		笠間市		非公募	1年	R7	63,676	63,676

総務企画委員会説明資料

総務部人事課、行政経営課、人事委員会事務局

項 目	外国人材の採用について
	1 現状・ねらい ・ 本県が将来にわたり経済力のある豊かな社会を構築するためには、外国人材の活躍が不可欠であり、外国人材から選ばれる県づくりの一層の加速化が必要。 ・ そのため、他県状況も参考に、優秀な外国人材に本県職員（正職員）の採用の途を開くことで、その知識や経験等を生かした外国人向けの各種施策をより効果的に推進。 2 受験資格（国籍要件（日本国籍を必要とすること））の見直し (1) 現在 原則として国籍要件を付しているが、一部職種（医師、看護師、保健師等）の採用については、国籍要件を外している。 (2) 今後の予定 令和7年度の競争試験等から、「事務職」について、国籍要件を外す。 3 外国人材の想定業務 語学力や、外国人としての知識、経験を活用した業務への従事を想定。 （例）県内に在住する外国人のサポート、外国人材の確保、インバウンド誘致、外国企業やイベント等の誘致、対日投資促進、国外へ進出を希望する企業の支援 等 ※ 但し、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことは不可。 【参考】 「公権力の行使」 統治権の発動として行われる行為を広く指し示すものであり、国又は地方公共団体が、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為。 （例）立入検査・取締、許認可、税の賦課・徴収等 「公の意思の形成への参画」 国、地方公共団体の活動について、その企画、立案、決定等に関与すること。